

整理番号 68

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---------------------------------------	--

支出年月日	R 5 年 1 月 13 日
支出額	84,006 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 政務活動費 9割負担)
使 途	政務活動事務所 事務員 給与 12月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡村 ゆり子 岡村印

勤務実績表

令和4年 12月分	被雇用者の氏名	
曜日	勤務時間	業務内容
1 木	~	
2 金	10:00 ~ 16:00	政務活動(広報紙編集等)の事務補助
3 土	~	
4 日	~	
5 月	10:00 ~ 16:00	〃
6 火	~	
7 水	10:00 ~ 16:00	〃
8 木	~	
9 金	10:00 ~ 16:00	〃
10 土	~	
11 日	~	
12 月	10:00 ~ 16:00	政務活動(資料収集等)の事務補助
13 火	~	
14 水	10:00 ~ 16:00	〃
15 木	~	
16 金	10:00 ~ 16:00	〃
17 土	~	
18 日	~	
19 月	10:00 ~ 16:00	〃
20 火	~	
21 水	10:00 ~ 16:00	〃
22 木	~	
23 金	10:00 ~ 16:00	〃
24 土	~	
25 日	~	
26 月	10:00 ~ 16:00	〃
27 火	~	
28 水	10:00 ~ 16:00	〃
29 木	~	
30 金	10:00 ~ 16:00	〃
31 土	~	

時給 1,300円 × 65時間 = 84,500円

交通費 JR 320^円 × 13 = 4,160^円
 バス 360^円 × 13 = 4,680^円

合計 93,340^円

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	生
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]		
下記の条件で契約します			
雇用期間	2022年6月1日から2023年4月30日まで		
就業場所	埼玉県川口市青木2-9-26青木ビル2F 岡村ゆり子政務活動事務所		
職務内容	政務活動補助用務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後0時0分から午前・午後4時0分まで (内休憩時間は12時から13時まで)		
休日	毎週 火曜日、木曜日、土曜日、日曜日		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 時間給 1,300円 手当 交通費 		
給与等支払	賃金、手当 毎月末日締切り、翌月15日支払い		
給与等振込先	[REDACTED]		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
雇用者	2022年5月30日 埼玉県川口市東内野528-10 岡村 ゆり子		
被雇用者	[REDACTED]		

整理番号 246

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	<u>5</u> 年 <u>1</u> 月 <u>13</u> 日	支出額	<u>841</u> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	<u>ガソリン代(事務利用)</u>		
領収書等貼付欄			

領 収 書

金額 1,683 円

ただし、ガソリン代(12月分)

として

上記の金額を領収しました。

2023年 1月 13日

無所属県民会議
久喜支部 様

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX 印

1,683 × 0.5 = 841
 政務活動費に使用可能な割合は 1/2 であるため

整理番号 2462

別紙



領収書 (領収書)

コスモ石油販売(株) 西関東カンパニー
S&CS加須
埼玉県加須市南小浜110
TEL:0480-76-2603 SS-109506

2023年01月09日 11:41 伝票No. 3266
通番5384

61-10950-000004-001 様 *
売上 現金フリー

120C
レギュラーガソリン P19 ¥1683
数量 11.00(L)
単価 @153

合計 ¥1,683

(内消費税 @53.8 ¥592)

(内消費税10%(対象 ¥1683) ¥153)

お預り ¥10,000

お釣り ¥8,317

0580-0580 07 2023/01/09


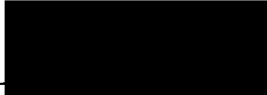
上記にて領収書に替えさせていただきます

整理番号 241

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>5年1月20日</u>	支出額	<u>48,537</u> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	<u>給与(12月分)</u>		

領 収 書	
金額	<u>53,821 円</u>
ただし、 <u>給与・交通費(12月分)</u>	
として	
上記の金額を領収しました。	
<u>2023年1月20日</u>	
無所属県民会議 久喜支部 様	住所 
	氏名  ●

(53,821 + 110) × 0.9 = 48,537
 政務活動費に使用可割合が9/100あるため

整理番号 **241-2**

別紙

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
56105	05-01-20	09:37	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥53,821	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)	認証
円	千円	千円	円
お振込明細またはご案内			電信
お受取人	[Redacted]		
	登録番号 0009		
ご依頼人	ムツヨソクケソミンカイキ クキツ 様		
	電話番号	0480-53-5107	
	取扱番号	200002	

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

勤 務 実 績 表

2022年 12月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
---------------	-----------------------

日	曜日	出退勤時間	勤務時間	休憩時間	実働時間	業務内容
1	木					
2	金	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
3	土					
4	日					
5	月	9:15~13:30	4.25	0	4.25	政務活動の事務補助
6	火	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
7	水	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
8	木					
9	金	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
10	土					
11	日					
12	月	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
13	火	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
14	水	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
15	木					
16	金	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
17	土					
18	日					
19	月	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
20	火					
21	水	9:15~13:30	4.25	0	4.25	政務活動の事務補助
22	木	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
23	金	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土					

合計 52.5 時間

支給額 : 時給 990円 × 52.5時間 = 51,975円

交通費 142円 × 13日 = 1,846円

合計 53,821円

雇 用 契 約 書



ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年11月1日 から 令和5年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所	
就業内容	政務活動補助用務	
就業時間	午前9時15分 から 午後1時15分まで	
休日	毎週木曜日、土曜日、日曜日及び祝日	
給与(賃金)等	時間給 990円 交通費 [自家用車の場合 … 一日あたり/42円 電車の場合 … 実費	
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い	
給与等振込先		
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4 年 / 月 / 日		
(議員名)		
雇用者 埼玉県久喜市久喜東1-A-33 無所属県民会議 久喜支部 石川 忠義 ●		
被雇用者	住所	
	氏名	

整理番号 242

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>5</u> 年 <u>1</u> 月 <u>20</u> 日	支出額	<u>120,708</u> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	<u>給与(12月分)</u>		

領 収 書	
金額	134,120 円
ただし、 <u>給与・交通費(12月分)</u>	
として	
上記の金額を領収しました。	
2023年 月 20 日	
無所属県民会議 久喜支部 様	
住所	
氏名	 印

134,120 × 0.9 = 120,708

政務活動費に使用可なり/印は 9/10 あり 2120.

勤 務 実 績 表

2022年	被雇用者の氏名
12月分	■■■■■

日	曜日	出退勤時間	勤務時間	休憩時間	実働時間	業務内容
1	木					
2	金	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助
3	土					
4	日					
5	月	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
6	火	9:00~17:00	8	1	7	政務活動の事務補助
7	水	9:00~16:30	7.5	1	6.5	政務活動の事務補助
8	木					
9	金	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助
10	土					
11	日					
12	月	9:00~16:30	7.5	1	6.5	政務活動の事務補助
13	火	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
14	水	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
15	木					
16	金	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
17	土					
18	日					
19	月	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
20	火					
21	水	9:00~17:00	8	1	7	政務活動の事務補助
22	木	9:00~13:30	4.5	0	4.5	政務活動の事務補助
23	金	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助
24	土					
25	日	16:00~17:00	1	0	1	政務活動の事務補助
26	月	9:00~17:30	8.5	1	7.5	政務活動の事務補助
27	火	9:00~16:30	7.5	1	6.5	政務活動の事務補助
28	水	9:00~16:00	7	1.5	5.5	政務活動の事務補助
29	木					
30	金					
31	土					

合計 106 時間

支給額 : 時給 1,220円 × 106時間 = 129,320円
 交通費 300円 × 16日 = 4,800円 (12/25は直行直帰です)

合計 134,120円

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所	
就業内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後4時00分まで (午後0時00分 から 午後1時00分 まで)	
休日	毎週木曜日、土曜日、日曜日及び祝日	
給与(賃金)等	時間給 1,220円 交通費 [自家用車の場合 … 一日あたり 300円 電車の場合 … 実費	
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い	
給与等振込先	[REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
雇用者	令和 4 年 3 月 18 日 (議員名) 無所属県民会議 久喜支部	
被雇用者	〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-8-33 石川 忠義	住所 氏名 [REDACTED]

整理番号 243

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	5年1月20日	支出額	20,196 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	給与(12月分)		

領収書等貼付欄

領 収 書

金額 22,440円

ただし、給与(12月分)

として

上記の金額を領収しました。

5年1月20日

無所属県民会議
久喜支部 様

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

22,440 x 0.9 = 20,196
 政務活動費に使用不可割り/1000 9773 /1000ありに

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所
就業内容	政務活動補助用務
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後1時00分まで (所定時間外労働の場合、午前11時00分 から 午後0時00分 まで)
勤務日	週1日(木曜日を基本とする) ただし、必要に応じて週2日・3日程度の勤務あり
給与(賃金)等	時間給 1,020円
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い
給与等振込先	[REDACTED]

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 4 年 3 月 18 日

(議員名) 無所属県民会議 久喜支部

雇用者

〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-8-33

被雇用者

石川 忠義 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

整理番号 253

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年1月26日	支出額	16,125 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	社会保険料		
領収書等貼付欄			

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省	取扱庁番号	取扱庁名
4	0343	6375	00063552	厚生労働省年金局(春日部)



納付目的
令和 4年

12月分

納付期限
令和 5年

1月31日

令和 5年

1月23日

健康勘定	健康保険料	13393 円
------	-------	---------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	21594 円
--------	---------	---------

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	424 円
-------------	------------	-------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
00500		
取納機関番号	納付番号	確認番号

証券受領

全部 一部

合 計 額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	3	5	4	1	1

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

春日部 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

346-0003 久喜市 久喜中央 2-4-30
コバヤシビルB201
無所属県民会議久喜支部石川ただ
よし事務所 石川忠義
2643 090412

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
出納
5. 1. 26
(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

$$\{ 35,411 - (6,697 + 10,797) \} \times 0.9 = 16,125$$

政務活動に使用する割合が9/10であるため

給与明細書

(12月分給与)

氏名： ████████ 様

勤怠項目			
所定労働日数	17	時給	1,220円
出勤日数	17日	残業単価	1,525円
実働時間	106時間	有給休暇	
法定時間外	時間	有給残日数	

支給項目	基本給	129,320円
	通勤手当(非課税分)	4,800円
	通勤手当(課税分)	
	支給合計	134,120円

控除項目	雇用保険料	671円
	所得税	1,340円
	住民税	
	健康保険	○ 6,697円
	厚生年金	○ 10,797円
	控除合計	19,505円

差引支給額	114,615円
振込支給額	114,615円

整理番号 488


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	5年 / 月 31 日
支出額	44,100 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
	(按分した場合の積算方法 $49,000 \times 0.9$)
使 途	政務活動補助員報酬
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印



氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間		業務内容
					所定内	勤務地	
26日	月	:	:		:		
27日	火	:	:		:		
28日	水	:	:		:		
29日	木	:	:		:		
30日	金	:	:		:		
31日	土	:	:		:		
1日	日	:	:		:		
2日	月	:	:		:		
3日	火	:	:		:		
4日	水	:	:		:		
5日	木	10:00	16:00	1:00	5:00	白	
6日	金	:	:		:		
7日	土	:	:		:		
8日	日	:	:		:		
9日	月	:	:		:		
10日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
11日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
12日	木	:	:		:		
13日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
14日	土	:	:		:		
15日	日	:	:		:		
16日	月	:	:		:		
17日	火	:	:		:		
18日	水	13:00	17:00	0	4:00	宮	
19日	木	:	:		:		
20日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
21日	土	:	:		:		
22日	日	:	:		:		
23日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
24日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
25日	水	13:00	17:00	1:00	4:00	宮	
合計					49:00		

給料支払明細書

(令和5年1月分)

XXXXXXXXXX 殿

勤労日数	自 12月26日 9 日 至 1月25日 9 日	
労働時間	49 時 00 分	
時間外労働	時 0 分	
総支給額	49000 円	
内訳	基本給	1000円/1時間 49000 円
	時間外賃金	1000円/1時間 0 円
	通勤手当	支給無し
		49000 円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	領収印 	係印 

所定日数	出勤数	欠勤数
9	9	0
備考		

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）、 [REDACTED]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 岡重夫事務所
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤は乙とする。ただし、乙が平日休みの場合は丙が就業する。
また、甲が業務上丙の就業が必要な場合は、丙乙双方に就業を求めることができる。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲乙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることができる。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることができる。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。
3. 所得税は、賃金に含むものとする。
4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）現金支払いとする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日とする。
ただし、甲乙丙どちら一方から解約の申し出がない限り自動更新とする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和元年6月30日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

丙

整理番号 489


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	5年 / 月 31日
支出額	31,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $35,000 \times 0.9$)
使 途	政務活動補助員報酬
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重 夫  印

令和5年1月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考																														
26日	月	10:00	17:00	1:00	6:00		白岡・宮代両方勤務																														
27日	火	10:00	13:00	0	3:00	白	給料支払明細書 (令和 5 年 / 月 分) XXXXXXXXXX 殿																														
28日	水				0:00																																
29日	木				0:00																																
30日	金				0:00																																
31日	土				0:00																																
1日	日				0:00																																
2日	月				0:00																																
3日	火				0:00		<table border="1"> <tr> <td>勤務日数</td> <td colspan="2">自 12月 26日 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">至 1月 23日 日</td> </tr> <tr> <td>労働時間</td> <td colspan="2">35時 0分</td> </tr> <tr> <td>時間外労働</td> <td colspan="2">時 0分</td> </tr> <tr> <td>総支給額</td> <td colspan="2">35,000 - 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">内 訳</td> <td>基本給</td> <td>1000/1時間 35,000 円</td> </tr> <tr> <td>時間外賃金</td> <td>/1時間 円</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>支給無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>領収印</td> <td>係印</td> </tr> </table>	勤務日数	自 12月 26日 日			至 1月 23日 日		労働時間	35時 0分		時間外労働	時 0分		総支給額	35,000 - 円		内 訳	基本給	1000/1時間 35,000 円	時間外賃金	/1時間 円	通勤手当	支給無し		35,000 円	(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部				領収印	係印
勤務日数	自 12月 26日 日																																				
	至 1月 23日 日																																				
労働時間	35時 0分																																				
時間外労働	時 0分																																				
総支給額	35,000 - 円																																				
内 訳	基本給	1000/1時間 35,000 円																																			
	時間外賃金	/1時間 円																																			
	通勤手当	支給無し																																			
		35,000 円																																			
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部																																					
	領収印	係印																																			
4日	水				0:00																																
5日	木	10:00	12:00	0:00	2:00	宮																															
6日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮																															
7日	土				0:00																																
8日	日				0:00																																
9日	月				0:00																																
10日	火				0:00																																
11日	水				0:00																																
12日	木				0:00																																
13日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮																															
14日	土				0:00																																
15日	日				0:00																																
16日	月				0:00																																
17日	火				0:00																																
18日	水				0:00																																
19日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	宮																															
20日	金				0:00																																
21日	土				0:00																																
22日	日				0:00																																
23日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	宮																															
24日	火				0:00																																
25日	水				0:00																																
合 計				5:00	35:00:00																																

所定日数	出勤日数
7	7

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）、 [REDACTED]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 岡重夫事務所
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤は乙とする。ただし、乙が平日休みの場合は丙が就業する。
また、甲が業務上丙の就業が必要な場合は、丙乙双方に就業を求めることができる。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲乙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることができる。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることができる。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。
3. 所得税は、賃金に含むものとする。
4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）現金支払いとする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日とする。
ただし、甲乙丙どちら一方から解約の申し出がない限り自動更新とする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和元年6月30日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

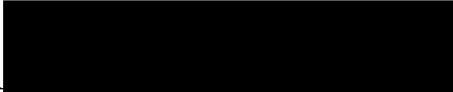
丙

整理番号 490


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	5年 / 月 31 日
支出額	16,200 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $18,000 \times 0.9$)
使途	政務活動補助員報酬
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

令和5年1月分（提出用）



氏名 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	月				0:00		
27日	火				0:00		
28日	水				0:00		
29日	木				0:00		
30日	金				0:00		
31日	土				0:00		
1日	日				0:00		
2日	月				0:00		
3日	火				0:00		
4日	水				0:00		
5日	木				0:00		
6日	金				0:00		
7日	土				0:00		
8日	日				0:00		
9日	月				0:00		
10日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
11日	水				0:00		
12日	木				0:00		
13日	金				0:00		
14日	土				0:00		
15日	日				0:00		
16日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
17日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
18日	水				0:00		
19日	木				0:00		
20日	金				0:00		
21日	土				0:00		
22日	日				0:00		
23日	月				0:00		
24日	火				0:00		
25日	水				0:00		
合計				3:00	18:00:00		

給料支払明細書

(令和5年 / 月分)

 殿

勤労日数	自 12月26日 3日 至 1月25日	
労働時間	18 時 00 分	
時間外労働	時 0 分	
総支給額	18,000 円	
内訳	基本給	1000/1時間 18,000 円
	時間外賃金	/1時間 0 円
	通勤手当	支給無し
		18,000 円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	領収印 	係印 

所定日数	出勤日数
3	3

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と ■■■■■（以下乙という）、
■■■■■（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 無所属県民会議
白岡支部（原則 乙）
埼玉県宮代町宮代3-5-17 無所属県民会議
宮代支部（原則 丙）
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤の ■■■■■、■■■■■氏が議会などで事務所勤務が出来ない場合に勤務する非常勤とする。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲と乙丙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることが出来る。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることが出来る。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。

3. 所得税は、賃金に含むものとする。

4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）までに現金支払いをする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和4年3月22日から令和5年3月31日とする。

ただし、その後業務内容などの見直しが必要な場合新たに契約をする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和4年3月20日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙


丙

整理番号 491


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	5年 / 月 31 日
支出額	14,400 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 16,000 × 0.9)
使 途	政務活動補助員報酬
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

令和5年1月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	月				0:00		
27日	火				0:00		
28日	水				0:00		
29日	木				0:00		
30日	金				0:00		
31日	土				0:00		
1日	日				0:00		
2日	月				0:00		
3日	火				0:00		
4日	水				0:00		
5日	木				0:00		
6日	金				0:00		
7日	土				0:00		
8日	日				0:00		
9日	月				0:00		
10日	火				0:00		
11日	水				0:00		
12日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
13日	金				0:00		
14日	土				0:00		
15日	日				0:00		
16日	月	13:00	17:00	0:00	4:00	宮代	
17日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
18日	水				0:00		
19日	木				0:00		
20日	金				0:00		
21日	土				0:00		
22日	日				0:00		
23日	月				0:00		
24日	火				0:00		
25日	水				0:00		
合 計					16:00:00		

所定日数	出勤日数	欠勤日数
	3	
備	考	

給料支払明細書

(令和5年 1月分)

XXXXXXXXXX 殿

勤労日数	自 12月 26日 3日 至 1月 25日	
労働時間	16時 00分	
時間外労働	時 分	
総支給額	16,000円	
内	基本給	1000/1時間 16,000円
	時間外賃金	/1時間 0円
	通勤手当	支給無し
訳		
		16,000円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	領収印	係印

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と ■■■■■（以下乙という）、
■■■■■（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 無所属県民会議
白岡支部（原則 乙）
埼玉県宮代町宮代3-5-17 無所属県民会議
宮代支部（原則 丙）
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤の ■■■■■ 氏、■■■■■ 氏が議会などで事務所勤務が出来ない場合に勤務する非常勤とする。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲と乙丙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることが出来る。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることが出来る。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。

3. 所得税は、賃金に含むものとする。

4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）までに現金支払いをする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和4年3月22日から令和5年3月31日とする。

ただし、その後業務内容などの見直しが必要な場合新たに契約をする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和4年3月20日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

丙

整理番号	145
------	-----


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年 1月 31日
支 出 額	<p>80,000 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 ¥100,000×0.8で按分)</p>
使 途	1月分 人件費として
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 西尾 明 清  印

無所属県民会議 及び会派支部の被雇用者

業務報告書

朝霞支部 被雇用者氏名

下記の通り、無所属県民会議・朝霞事務所 醍醐清の下、県政の調査・研究に係る業務を行いました。

期間	令和5年1月1日 ～ 令和5年1月31日 (常時雇用の場合は毎月提出)
調査・研究項目	事務所管理全般
業務内容	来客者対応・電話受付 情報収集・整理 政務調査費出納・管理

朝霞支部長

西是 西明彦 印

雇 用 契 約 書

補助職員	ふりがな		生	
	氏名		年月日	
	現住所		〒	
			TEL	

次の労働条件で契約します。

雇 用 期 間	2022年 4月1日から 2023年 3月31日まで
就 業 の 場 所	朝霞市本町2-1-1 無所属県民会議 醍醐清事務所
仕 事 の 内 容	政務活動補助（受付・接遇業務・資料整理等）
賃 金	時 給 円
賃 金	日 給 円
給 料	月末払い 月額 100,000 円
そ の 他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について、政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う、政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

令和4年 4月 1日

(雇用者) 職名 埼玉県議会議員

氏名 醍醐 清

補助職員 氏名

background-color: black;">



(会使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める。

令和4年 4月 1日

無所属県民会議
朝霞支部長

醍醐 清

整理番号 132

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年 2月2日	支出額	5,793円
使途	ガソリン代(令和4年12/19 事務員使用) [6,437×90%=5,793] (株)並木産業		

領収書等貼付欄

EneJet

納品書(領収書)
2022年12月19日 16:01

売上
EneKey (ENEOS S) 様
XXXXXXXX-XXX
EneKey (ENEOS S)
車両番号 実車番
0018-00
ENEOSハイオク P-05
39.01L *
(165円) ¥6,437
合計 ¥6,437
(消費税10%対象 ¥6,437
内消費税等 ¥585)

クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0057630
EneKeyID: [REDACTED]

現までお買上げの場合は領収書にかまして頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

ENEOS[®]イオ残高: 80P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用
代金明細書に反映されます。

株式会社 並木産業
DDセルフ新座中央店
埼玉県 新座市
野火止 8-1-25
TEL:048-477-3042 SS-306881
レイトNo 7191-02 デー々No3981-3984
外通番17-40043
001新座中央店

事務所事務員利用 利用日 12/19
カード又日 1/5
引き落とし日 2/2

補記: 業務時間内に
市内の要望や意見の対応、
点検等が車を利用した
ガソリン代として申請します。

領 収 書

金額 6,437円

ただし、事務員ガソリン代
(12/19使用分) として

上記の金額を領収しました。

2023年2月2日

並木産業事務所様

住所 [REDACTED]


氏名 [REDACTED]

整理番号 226-1


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年2月3日
支出額	165,096 円 (按分した場合の積算方法 $194,230 \times 85\% = 165,096$)
使途	事務員給与(1月分)
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

令和 2 年 12 月 14 日

雇用契約書・労働条件通知書

使用者 埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 金野桃子(以下、甲という)と労働者 XXXXXXXXXX(以下、乙という)は以下の条件により、使用契約を締結する。

雇用期間	① 期間の定めなし ② 期間の定めあり 年 月 日 ~ 年 月 日
就業場所	埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 及び 甲が指定した場所
業務内容	県政調査業務、日程調整等秘書業務全般
就業時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 6 時 00 分
休憩時間	1 時間
休日	土・日曜日及び祝祭日、年末年始、夏季休暇
休暇	有給休暇他
賃金	基本給：月額 200,000 円
賃金の支払い期日・方法	毎月末日翌 5 日、銀行振込
退職	① 期間の定めなし ② 期間の定めあり 期日到来日 ③ 乙が退職を希望する場合は、1 か月前に申し出る ④ 甲が辞職を希望する場合は、1 か月前に通告する
その他	乙は職務上知りえた事項について、守秘義務を負う。 その他、職務上の詳細な規定は別途定める。 本契約に規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本家役締結の証として、本契約書 2 通を作成し、相互に署名または記名捺印の上、各 1 通を保管する。

2020 年 12 月 14 日

(甲)

名称：

埼玉県議会 このの桃子

所在地：

〒335-0023 戸田市本町1-21-8-1F

雇用者：

TEL:048-235-5358 FAX:020-4669-8668

(乙)

住所：

氏名：

勤務実績表

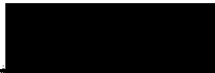
2023年1月	被雇用者の氏名 [REDACTED]
---------	-----------------------

日	曜日	勤務時間		時間
1	日			
2	月			
3	火			
4	水	09:00	18:00	8:00
5	木	09:00	18:00	8:00
6	金	09:00	18:00	8:00
7	土			
8	日			
9	月			
10	火	09:00	18:00	8:00
11	水	09:00	18:00	8:00
12	木	09:00	18:00	8:00
13	金	09:00	18:00	8:00
14	土			
15	日			
16	月	09:00	18:00	8:00
17	火	09:00	18:00	8:00
18	水	09:00	18:00	8:00
19	木	09:00	18:00	8:00
20	金	09:00	18:00	8:00
21	土			
22	日			
23	月	09:00	18:00	8:00
24	火	09:00	18:00	8:00
25	水	09:00	18:00	8:00
26	木	09:00	18:00	8:00
27	金	09:00	18:00	8:00
28	土			
29	日			
30	月	09:00	18:00	8:00
31	火	09:00	18:00	8:00

勤務日数	勤務時間
19日	152:00

給料支払明細書

(2023年 1月分)



殿

労働日数	皇	月	日	日
労働時間			時	分
所定時間外労働			時	分
支給額	基本給	2	0	0
	所定時間外賃金			
	家族手当			
控除額	健康保険料			
	○ 介護保険料			
	厚生年金			
前払金	雇用保険料		1	0
	所得税		4	7
	住民税			
合計			5	7
差引支給額		1	7	4

(事業所名)

係印

コクヨ シン-113N

整理番号	227-1
------	-------

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 (6)人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2023年2月3日
支出額	67,757 円
	(按分した場合の積算方法 79,714 ×85%=67,757)
使 途	事務員給与(1月分)
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子

勤務実績表

2023年1月	被雇用者の氏名
---------	---------

日	曜日	勤務時間		時間
1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火	09:00	18:00	8:00
11	水	09:00	19:30	9:30
12	木	10:30	18:00	6:30
13	金	09:00	18:00	8:00
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	09:00	18:00	8:00
18	水			
19	木	09:00	18:00	8:00
20	金	09:00	18:00	8:00
21	土			
22	日			
23	月			
24	火	09:00	18:00	8:00
25	水			
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			
31	火	09:00	18:00	8:00

勤務日数	勤務時間	交通費
9日	72:00	860

時給 1,000円

勤務日数 火・水(※)・木・金

割増賃金 1時間30分 $1,000 \times 1.5 \times 1.25 = 1,875$

① 勤務時間 70時間30分 $1,000 \times 70.5 = 70,500$

② ①+交通費(860×9=7,740) $70,500 + 7,740 = 78,240$

③ ②+割増賃金(1時間30分) $78,240 + 1,875 = 80,115$

④ 雇用保険料 ③×0.005 401

⑤ 所得税 88,000未満は0 0

③-④-⑤ $80,115 - 401 = 79,714$

雇用契約書・労働条件通知書

使用者 埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 金野桃子（以下、甲という）と労働者 XXXXXXXXXX（以下、乙という）は以下の条件により、使用契約を締結する。

雇用期間	① 期間の定めなし 2 期間の定めあり 年 月 日 ~ 年 月 日
就業場所	埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 及び 甲が指定した場所
業務内容	県政調査業務、日程調整等秘書業務全般
就業時間	午前 9時 00分 ~ 午後 6時 00分のうち甲が指定した時間
休憩時間	適宜
休日	土・日曜日及び祝祭日
休暇	なし
賃金	時給 1,000円
賃金の支払い期日・方法	毎月末日翌5日、手渡し
退職	① 期間の定めなし 2 期間の定めあり 期日到来日 3 乙が退職を希望する場合は、1か月前に申し出る 4 甲が辞職を希望する場合は、1か月前に通告する
その他	乙は職務上知りえた事項について、守秘義務を負う。 その他、職務上の詳細な規定は別途定める。 本契約に規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本家役締結の証として、本契約書2通を作成し、相互に署名または記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 11 月 23 日

(甲)

名称: **埼玉県議会 こんの桃子**
所在地: 〒335-0023 戸田市本町1-21-8-1F
雇用者: TEL:048-235-5358 FAX:020-4669-8668

(乙)

住所: XXXXXXXXXX
氏名: XXXXXXXXXX

給料支払明細書

(2023年 1 月分)



殿

労働日数	1月31日	9日
労働時間	70	時30分
所定時間外労働	1	時30分
支給額	基本給	70560
	所定時間外賃金	1875
	家族手当	
控除額	交通費	7740
	合計	80115
控除額	康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	401
	所得税	
控除額	住民税	
	前払金	
合計		
差引支給額	79714	

(事業所名)

保
印



GD12123

整理番号	135
------	-----


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2023年2月6日 ^他
支出額	114,516 円
	(按分した場合の積算方法 $127,240 \times 90\% = 114,516$)
使 途	人件費(3名分)令和5年1月分として
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 平松大佑 

令和5年1月分給与明細書

■■■■ 殿

支給日 令和5年2月6日

平松だいすけ事務所

勤務項目	勤務日数	11	1月1日から1月31日				
	労働時間	67	時間	勤務実績表より			
	時給	1,000	円				
	残業時間	0	円				
支給項目	基本給	67,000					
	交通費(実費)	1,848	燃費(1リットル7km走行 1% 円)	168	通勤距離 km(往復)	7	ハイオク
	総支給額	68,848					168
控除項目	所得税	2,052					*週18時間契約
	課税対象額		67,000	控除後		64,948	
	非課税対象額		1,848			1,848	

課税対象額累計 67,000

1月分差引後支給額

66,796

【通勤費補記】 1月 ハイオク168円。(埼玉県ガソリン価格推移1月参照)

*一日の通勤ガソリン代 168円。 通勤の往復距離7km 燃費1リットルで7km走行 一日のガソリン代168円

1月通勤代 11日出勤×168円=1848円

令和5年1月分給与明細書

■■■■

支給日 令和5年2月9日

平松だいすけ事務所

勤務項目	勤務日数	4	1月1日より1月31日				
	労働時間	28.5	時間				
	時給	1,000	円				
	残業時間	0	円				
支給項目	基本給	28,500					
	交通費(実費)	716	燃費(1リットル15km走行 1% 円)	168	通勤距離 km(往復)	16	ハイオク
	総支給額	29,216					179
控除項目	所得税	872					*週 15 時間契約
	課税対象額		28,500	控除後		27,628	
	非課税対象額		716			716	

課税対象額累計 28,500

1月分差引支給額

28,344

【通勤費補記】 1月 ハイオク168円。(埼玉県ガソリン価格推移1月参照)

*一日の通勤ガソリン代179円。通勤の往復距離16km 燃費1リットルで15km走行 一日のガソリン代179円=168円×16/15

1月通勤代 4日出勤×179円=716円

令和5年1月分給与明細書

■■■■

支給日 令和5年2月6日

平松だいすけ事務所

勤務項目	勤務日数	12	1月1日より1月31日				
	労働時間	28	時間				
	時給	1,000	円				
	残業時間	0	円				
支給項目	基本給	28,000					
	交通費(実費)	1,176	燃費(リットル22km)	1% 円	155	通勤距離 km(往復)	14
	総支給額	29,176					レギュラー
控除項目	所得税	857					98.64
	課税対象額		28,000	控除後		27,143	98
	非課税対象額		1,176			1,176	

課税対象額累計 28,000

1月分差引支給額

28,319

【通勤費補記】 1月 レギュラー155円。(埼玉県ガソリン価格推移1月参照)

*1日の交通費=98円=ガソリン代1ℓ155円×(往復走行距離14km÷燃費1%22km) で計算。

1月計算) 12日勤務(1日のガソリン代98円×勤務日数12) =1176円

2023 年 1 月分勤務実績表

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	残業時間	備考	
1	日							
2	月							
3	火							
4	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
5	木							
6	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
7	土							
8	日							
9	月							
10	火							
11	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
12	木							
13	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
14	土							
15	日							
16	月	09:00	17:00	1:00	7:00	1:00	政務活動(資料整理等)の事務補助	
17	火							
18	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
19	木							
20	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
21	土							
22	日							
23	月	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
24	火							
25	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
26	木							
27	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
28	土							
29	日							
30	月	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
31	火							
合計					67:00	1:00	出勤日数	11日

合計 11日 67×1,000=67,000円

2023 年 1 月分勤務実績表

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	残業時間	備考	
1	日							
2	月							
3	火							
4	水							
5	木	9:00	17:30	1:00	7:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
6	金							
7	土							
8	日							
9	月							
10	火							
11	水							
12	木	9:00	17:30	1:00	7:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
13	金							
14	土							
15	日							
16	月							
17	火							
18	水							
19	木	10:30	17:30	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
20	金							
21	土							
22	日							
23	月							
24	火							
25	水							
26	木	9:00	17:30	1:00	7:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
27	金							
28	土							
29	日							
30	月							
31	火							
合計					28:30	0:00	出勤日数	4日

合計 4日 出勤 28.5時間×1000円=28500円

2023 年 1 月分勤務実績表

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	残業時間	備考	
1	日							
2	月							
3	火							
4	水							
5	木	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
6	金							
7	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
8	日							
9	月							
10	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
11	水							
12	木	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
13	金							
14	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
15	日							
16	月							
17	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
18	水							
19	木	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
20	金							
21	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
22	日							
23	月							
24	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
25	水							
26	木	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
27	金							
28	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
29	日							
30	月							
31	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
合計					28:00	0:00	出勤日数	12日

合計 12日 出勤 28時間×1000円 = 28000円

雇用契約書

平松大佑（以下甲という）と []（以下乙という）は、次のとおり雇用契約を締結する。

雇用契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。		
就業場所	埼玉県新座市野寺2-8-48 野島マンション1階室内及び別途甲が指示した場所とする。		
従事する業務の種類	①政務活動にかかると事務等 ②上記業務に付帯する一切の業務。	給与	(月額・日額給) 基本給 1,000円 円 円 合計 円
勤務時間及び勤務日	午前9時00分～午後16時00分 週3日 勤務日 (月)・火・水・木・(金)・(土)・(日) 但し、業務の都合により上記勤務時間・日数を変更する場合がある。		
休憩時間	正午から1時間		
給与の控除	次の各号に定めるものは、乙の給与から控除する。 ①退職時及び乙が欠勤または遅刻した場合は、相応額を控除する。 ②源泉所得税、住民税、雇用保険料等の法令で定めるもの。		
休日	上記「就業時間及び勤務日」の項で勤務日として指定しなかつた日	賃金締切日	毎月末日
社会保険等の加入状況	社会保険 (有・無) 有 雇用保険 (有・無) 有 労災保険 有	賃金支払日	毎翌月5日
昇給・賞与	賞与は、無いものとする 昇給は、無いものとする。		
残業の有無	業務上、その他の都合により必要ある場合は、所定労働時間外に労働させることがある。また、会社が所定労働時間外に労働することを指示した場合、従業員は正当な事由なくしてこれを拒んではならない。		

自然退職	乙が次の各号の一つに該当するときは、該当する事となったその日をもって自然退職とし、その翌日をもって従業員としての身分を失う。 ①死亡したとき ②行方不明になったとき ③2週間以上正当な事由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき
その他備考及び特記事項	①乙は勤務開始日から15日以内に採用時、甲に求められた書類を提出するものとする。 ②甲は、乙が故意または過失により、甲に損害を与えたときは、損害の程度及び事情によって、その一部または全部を賠償させる。但し、別途定める懲戒処分を免れるものではない。 ③乙は業務上知り得た秘密を在職中及び退職後も、他に漏らしてはならない。 ④上記以外の退職事由及び解雇事由、またはその手続き、その他の契約書に定めのない労働条件については、別途話し合いにより定める。 ⑤退職を希望する場合は、1ヵ月以上前に申し出るものとする。 ⑥試用期間中は14日間とし、勤務適正、健康状態、勤務成績、技能について不当と判断した場合、雇用契約を解除する事がある。 ⑦甲乙いずれか一方に、本契約に違反する行為があった場合は、上記契約中であってもこの契約を解除することができる。

以上、雇用契約成立の証として本書二通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各一通を所持する。

令和4年 3月 31日

甲 []
平松大佑

本契約内容を十分理解した上で異議なく同意致します。

乙 []
氏名 []

雇用契約書

平松大佑（以下甲という）と []（以下乙という）は、次のとおり雇用契約を締結する。

雇用契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。	
就業場所	埼玉県新座市野寺2-8-48 野島マンション1階室内及び別途甲が指示した場所とする。	
従事する業務の種類	給与	(月額・日額) 時
①政務活動にかかると事務等 ②上記業務に付帯する一切の業務。	基本給	1,000 円
		円
		円
	合計	円
勤務時間及び勤務日	午前9時00分～午後5時30分 週2日 勤務日 月・火・水・木・金・土・日	
休憩時間	正午から1時間	
給与の控除	次の各号に定めるものは、乙の給与から控除する。 ①退社時及び乙が欠勤または遅刻した場合は、相応額を控除する。 ②源泉所得税、住民税、雇用保険料等の法令で定めるもの。	
休日	上記「就業時間及び勤務日」の項で勤務日として指定しなかった日	賃金締切日 毎月末日
社会保険等の加入状況	社会保険 (有・無) 有 雇用保険 (有・無) 有 労災保険 有	賃金支払日 毎翌月5日
昇給・賞与	賞与は、無いものとする 昇給は、無いものとする。	
残業の有無	業務上、その他の都合により必要ある場合は、所定労働時間外に労働させることがある。また、会社が所定労働時間外に労働することを指示した場合、従業員は正当な事由なくしてこれを拒んではならない。	

自然退職	乙が次の各号の一つに該当するときは、該当する事となったその日をもって自然退職とし、その翌日をもって従業員としての身分を失う。 ①死亡したとき ②行方不明になったとき ③2週間以上正当な事由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき
その他備考及び特記事項	①乙は勤務開始日から15日以内に採用時、甲に求められた書類を提出するものとする。 ②甲は、乙が故意または過失により、甲に損害を与えたときは、損害の程度及び事情によって、その一部または全部を賠償させる。但し、別途定める懲戒処分を免れるものではない。 ③乙は業務上知り得た秘密を在職中及び退職後も、他に漏らしてはならない。 ④上記以外の退職事由及び解雇事由、またはその手続き、その他この契約書に定める無条件の退職事由については、別途話し合いにより定める。 ⑤退職を希望する場合は、1ヵ月以上前に申し出るものとする。 ⑥試用期間は14日間とし、勤務適正、健康状態、勤務成績、技能について不適当と判断した場合、雇用契約を解除する事がある。 ⑦甲乙いずれかに、本契約に違反する行為があった場合は、上記契約中であってもこの契約を解除することができる。

以上、雇用契約成立の証として本書二通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各一通を所持する。

令和4年 3月 3日

甲

[]

平松大佑

乙

[] 住所
[] 氏名

本契約内容を十分理解した上で異議なく同意致します。

雇用契約書

平松大佑（以下甲という）と []（以下乙という）は、次のとおり雇用契約を締結する。

（以下乙という）は、次のとおり雇用契約を締結する。

雇用契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。	
就業場所	埼玉県新座市野寺2-8-48 野島マンション1階室内及び別途甲が指示した場所とする。	
従事する業務の種類	①職務活動にかかる事務等	基本給 1,000 円
	②上記業務に付帯する一切の業務。	給与
勤務時間及び勤務日	午後5時30分～午後7時00分 週5日 土・日 のうち、一日勤務 勤務日 (月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土)・(日)	
休憩時間	但し、業務の都合により上記勤務時間・日数を変更する場合がある。 勤務する時間によって、 正午から1時間	
給与の控除	次の各号に定めるものは、乙の給与から控除する。 ①退社時及び乙が欠勤または遅刻した場合は、相応額を控除する。 ②源泉所得税、住民税、雇用保険料等の法令で定めるもの。	
休日	上記「就業時間及び勤務日」の項で勤務日として指定しなかった日	賃金締切日 毎月末日
社会保険等の加入状況	社会保険 (有・無) 有 雇用保険 (有・無) 有 労災保険 有	賃金支払日 毎翌月5日
昇給・賞与	賞与は、無いものとする。 昇給は、無いものとする。	

残業の有無	業務上、その他の都合により必要がある場合は、所定労働時間外に労働させることがある。また、会社が所定労働時間外に労働することを指示した場合、従業員は正当な事由なくこれを拒んではならない。
自然退職	乙が次の各号の一つに該当するときは、該当する事となったその日をもって自然退職とし、その翌日をもって従業員としての身分を失う。 ①死亡したとき ②行方不明になったとき ③2週間以上正当な事由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき
その他備考及び特記事項	①乙は勤務開始日から15日以内に採用時、甲に求められた書類を提出するものとする。 ②甲は、乙が故意または過失により、甲に損害を与えたときは、損害の程度及び事情によって、その一部または全部を賠償させる。但し、別途定める懲戒処分を免れるものではない。 ③乙は業務上知り得た秘密を在職中及び退職後も、他に漏らしてはならない。 ④上記以外の退職事由及び解雇事由、またはその手続き、その他この契約書に定める無条件の退職事由については、別途話し合いにより定める。 ⑤退職を希望する場合は、1カ月以上前に申し出るものとする。 ⑥試用期間は14日間とし、勤務適正、健康状態、勤務成績、技能について不適合と判断した場合、雇用契約を解除する事がある。 ⑦甲乙いずれかに、本契約に違反する行為があった場合は、上記契約中であってもこの契約を解除することができる。

以上、雇用契約成立の証として本書二通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各一通を所持する。
令和4年 3月 3日

甲 []

平松 大佑

乙 []
氏名 []

本契約内容を十分理解した上で異議なく同意致します。

整理番号 155-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
⑥人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年2月6日	支出額	54,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助用務員給与 1月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

給与1月分(1/1-1/31)

時給1,200円×47.5時間=57,000円 ...A

時間外(1,200×1.25)×2.0時間=3,000円 ...B

A+B=60,000円

(60,000+440)×90%=54,396円

政務活動費に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
40476	05-02-06	13:19
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (円) (角) (銭)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0004
マツサカ ヨシヒロ様

お依頼人
電話番号
取扱番号 300089

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

勤務実績表

令和5年 1月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-------------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
11	水		
12	木	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
18	水		
19	木	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
25	水		
26	木	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火	9:30~18:00 (7.5H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務

時間内勤務 $47.5H \times 1,200円 = 57,000円 \dots \textcircled{A}$
 時間外勤務 $2.0H \times 1,500円 = 3,000円 \dots \textcircled{B}$
 支給額(A+B) $57,000 + 3,000 = \underline{\underline{60,000円}}$

雇 用 契 約 書


ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted] 生
現 住 所	[Redacted] 電話 [Redacted]	[Redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 5 月 10 日 から 令和 5 年 4 月 30 日まで	
就業場所	埼玉県東松山市箭弓町3丁目-3-13 県議会議員 松坂よしひろ事務所	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	週 2 日 (月・ <u>火</u> ・水・ <u>木</u> ・金曜日) <u>午前</u> 午後 9時00分 から 午前 <u>午後</u> 4時00分まで (内、休憩時間は12時00分から1時00分まで) 他の曜日に振替え調整することもある。	
休 日	土曜日、日曜日、祝日 年末年始、夏期休暇	
給与(賃金)等	時給 1,200 円 時間外手当 時給 1,500 円	
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 翌月6日支払	
給与等振込先	[Redacted]	
上記期間満了をもって契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4 年 5 月 / 日		
(議員名)		
雇 用 者	松 坂 喜 浩	[Redacted]
被雇用者	住 所	[Redacted]
	氏 名	[Redacted]

整理番号 156-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の 番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	5年2月6日
支 出 額	90,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が90%以上のため按分とする。 (按分した場合の積算方法 $100,000 \times 90\% = 90,000$ 円)
使 途	事務員給与 1月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

松坂喜浩



勤務実績表

R 5 年 1 月 分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
----------------	---------------------------

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月	—	
3	火		
4	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
5	木		
6	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
7	土		
8	日		
9	月	—	
10	火		
11	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
12	木		
13	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
14	土		
15	日		
16	月	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
17	火		
18	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
19	木		
20	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
21	土		
22	日		
23	月	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
24	火		
25	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
26	木		
27	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
28	土		
29	日		
30	月	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
31	火		

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■	■■■■■ 生
現住所	■■■■■ 電話 ■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年5月1日 から 令和5年4月30日まで	
就業場所	埼玉県東松山市箭弓町3丁目-3-13 県議会議員 松坂よしひろ事務所 (但し、業務上の都合により変更する場合がある。)	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	週3日(月・水・金曜日) 午前 午後 9時00分 から 午前 午後 4時00分まで (内、休憩時間は12時00分から1時00分まで)	
休日	火、木、土、日曜日、祝日 年末年始、夏季休暇	
給与(賃金)等	月給 100,000円	
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 翌月6日支払	
給与等振込先	■■■■■	
上記期間満了をもって契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4 年 4 月 30 日		
(議員名)		
雇 用 者 松 坂 喜 浩		
被雇用者 住所 ■■■■■		
氏名 ■■■■■		

整理番号	156
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	④:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年2月7日	支出額	29,700 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	令和5年1月分 給与
-----	------------

領	領 収 書
金額	33,000 円
ただし、	給与(令和5年1月分)
	として
上記の金額を領収しました。	
	令和5年2月7日
無所属県民会議 富士見支部 代表 八子朋弘 様	
住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]

政務活動に使用する割合が 90%であるため $33,000 \times 0.9 = 29,700$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

勤 務 実 績 表

令和5年 1月分	被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX
-------------	--

	曜日	勤務時間	業務内容
1	日	~	
2	月	~	
3	火	~	
4	水	~	
5	木	~	
6	金	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
7	土	~	
8	日	~	
9	月	~	
10	火	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
11	水	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
12	木	~	
13	金	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
14	土	~	
15	日	~	
16	月	~	
17	火	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
18	水	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
19	木	~	
20	金	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
21	土	~	
22	日	~	
23	月	~	
24	火	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
25	水	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
26	木	~	
27	金	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
28	土	~	
29	日	~	
30	月	~	
31	火	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助

時給 1000 円 × 33 時間 = 33,000 円

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	生
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和4年9月1日から 令和5年8月31日まで		
就業場所	埼玉県富士見市西みずほ台3丁目3番11号 ハイッみずほ台108号室 無所属県民会議富士見支部事務所		
職務内容	政務活動補助用務		
就業時間 (休憩時間)	午前10時～午後4時まで シフトによる (10時～16時まで就業する場合は1時間の休憩をとる)		
休日	毎週土曜日及び日曜日、祝日		
給与(賃金)等	・ 時間給 1000 円		
給与等支払	賃金 毎月末日締切り 翌月支払い		
給与等振込先	手渡し		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和4年9月1日			
雇用者 八子朋弘			
被雇用者 [REDACTED]			

整理番号 157

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年2月7日	支出額	29,700 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	令和5年1月分 給与
-----	------------

領	領 収 書
金額	33000 円
ただし、	給与(令和5年1月分)
	として
上記の金額を領収しました。	
令和5年2月7日	

無所属県民会議 富士見支部 八子朋弘 様

住所

氏名

政務活動に使用する割合が

90 %であるため

$$33000 \times 0.9 = 29700$$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

勤 務 実 績 表

令和 5年 月分	被雇用者の氏名	
----------------	---------	--

No.	曜日	勤務時間	業務内容
1	日	~	
2	月	~	
3	火	~	
4	水	~	
5	木	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
6	金	~	
7	土	~	
8	日	~	
9	月	~	
10	火	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
11	水	~	
12	木	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
13	金	~	
14	土	~	
15	日	~	
16	月	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
17	火	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
18	水	~	
19	木	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
20	金	~	
21	土	~	
22	日	~	
23	月	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
24	火	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
25	水	~	
26	木	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
27	金	~	
28	土	~	
29	日	~	
30	月	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
31	火	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助

時給 1,000 円 × 33 時間 = 33,000 円

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted] 生
現 住 所	[Redacted]	電話 [Redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年 9月1日 から 令和5年8月31日 まで	
就業場所	埼玉県富士見市西みずほ台3丁目3番11号 ハイツみずほ台108号室 無所属県民会議富士見支部事務所	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時～午後4時まで シフトによる (10時～16時まで就業する場合は1時間の休憩をとる)	
休 日	毎週土曜日及び日曜日、祝日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1000 円	
給与等支払	賃金 毎月末日締切り 翌月支払い	
給与等振込先	手渡し	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
		令和4年9月1日
	雇用者	八子朋弘
	被雇用者	[Redacted]

整理番号 8-254-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">○6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	令和5年2月7日
支出額	<p style="font-size: 1.2em;">59,007 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $65,563 \times 90\%$)</p>
使 途	人件費(/ 月分) —
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名
鈴木 正 人



整理番号 S - 254 2

勤務実績表

2023年
1月

被雇用者の氏名



日	曜日	勤務時間	労働時間	休憩時間	業務内容
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火				
11	水				
12	木				
13	金				
14	土				
15	日				
16	月	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
17	火				
18	水	9:30 ~ 17:00	7:30	1:00	県政調査補助業務他
19	木				
20	金	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
21	土				
22	日				
23	月	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
24	火	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
25	水				
26	木				
27	金	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
28	土				
29	日				
30	月	9:30 ~ 17:00	7:30	1:00	県政調査補助業務他
31	火	9:30 ~ 17:00	7:30	1:00	県政調査補助業務他
8:57	8日	計	57:30	8:00	

休憩時間差引合計時間

49:30

時給金額1,300円

【控除額】		負担分額		交通費	1,542円
保険料	内訳	事務所	個人	支給額合計	¥65,892円
雇用保険料		560	329	控除額合計	329円
				差引支給額	¥65,563円
				無所属県民会議支給額 (差引支給額×90%)	59,007円
所得税				志正会	6,556円
保険料負担分額合計		560	329	(差引支給額×10%)	

(交通費内訳) - 6.9km ÷ 12km/2 × 168/2 × 5日(1月16, 18, 20, 23, 24日) × 2(往復) = 966円

係印



- 6.9km ÷ 12km/2 × 167/2 × 3日(1月27, 30, 31日) × 2(往復) = 576円
966円 + 576円 = 1,542円

雇用契約書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日	■■■■■■■■■■
氏名	■■■■■■■■■■		■■■■■■■■■■
現住所 電話	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和4年12月27日から令和5年3月31日		
就業場所	埼玉県志木市中宗岡1-1-2 鈴木正人事務所		
職務内容	県政調査補助用務		
就業時間 (休憩時間)	午前9時30分 から 午後4時30分まで (内、休憩時間1時間)		
休日等	土曜日、日曜日、国民の祝日		
給与(賃金)等	・時間給 1,300円		
給与等支払	・賃金・手当 毎月末日締切り 翌月支払い		
給与等振込先	・		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
		令和4年12月27日	
雇用者	無所属県民会議 鈴木正人 ●		
被雇用者	住所	■■■■■■■■■■ ●	
	氏名	■■■■■■■■■■ ●	

整理番号 S - 255 2

勤務実績表

2023年 1月 被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	タイムカード打刻時間	労働時間	休憩時間	業務内容
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金	12:52 ~ 14:37	1:45	0:00	県政調査補助業務
7	土				
8	日				
9	月				
10	火				
11	水				
12	木				
13	金	9:52 ~ 15:26	5:34	0:00	県政調査補助業務
14	土				
15	日				
16	月				
17	火				
18	水				
19	木				
20	金				
21	土				
22	日				
23	月				
24	火				
25	水				
26	木				
27	金				
28	土	9:00 ~ 17:24	8:24	1:00	県政調査補助業務
29	日	9:00 ~ 16:06	7:06	0:45	県政調査補助業務
30	月	10:00 ~ 13:50	3:50	0:00	県政調査補助業務
31	火				
8:57	5日	計	26:39	1:45	

休憩時間差引合計時間 24:54

【控除額】		負担分額		時給金額1,200円	
保険料	内訳	事務所	個人	支給額	29,880円
				交通費	0円
				支給額合計	29,880円
				無所属県民会議支給額	26,892円
				(差引支給額×90%)	
所得税				志正会	2,988円
				(差引支給額×10%)	
保険料負担分額合計		0	0		

係印



整理番号

S-257-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年2月7日
支出額	104,432円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $116,035 \times 90\%$)
使途	人件費(/ 月分) — XXXXXXXXXX
支出先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木正人



整理番号 S - 257 2

勤務実績表

2023年 1月 被雇用者の氏名 [Redacted]

日	曜日	勤務時間	労働時間	休憩時間	業務内容
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金	12:52 ~ 16:40	3:48	0:00	県政調査補助業務他
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	10:00 ~ 16:58	6:58	1:00	県政調査補助業務他
11	水	10:00 ~ 15:15	5:15	1:00	県政調査補助業務他
12	木	10:00 ~ 16:31	6:31	1:00	県政調査補助業務他
13	金	10:00 ~ 17:00	7:00	1:00	県政調査補助業務他
14	土				
15	日				
16	月	10:00 ~ 16:08	6:08	1:00	県政調査補助業務他
17	火	10:00 ~ 16:55	6:55	1:00	県政調査補助業務他
18	水	10:00 ~ 16:43	6:43	1:00	県政調査補助業務他
19	木	10:00 ~ 17:00	7:00	1:00	県政調査補助業務他
20	金	10:00 ~ 17:00	7:00	1:00	県政調査補助業務他
21	土				
22	日				
23	月	10:00 ~ 16:00	6:00	1:00	県政調査補助業務他
24	火				
25	水				
26	木				
27	金	10:00 ~ 17:00	7:00	1:00	県政調査補助業務他
28	土				
29	日				
30	月	10:00 ~ 17:00	7:00	1:00	県政調査補助業務他
31	火	10:00 ~ 17:00	7:00	1:00	県政調査補助業務他
8:57	14日	計	90:18	13:00	

休憩時間差引合計時間		77:18		時給金額1,300円	
【控除額】		負担分額		交通費	16,128円
保険料	内訳	事務所	個人	支給額合計	¥116,618円
雇用保険料		991	583	控除額合計	583円
				差引支給額	¥116,035円
				無所属県民会議支給額	104,432円
				(差引支給額×90%)	
所得税				志正会	11,603円
保険料負担分額合計		991	583	(差引支給額×10%)	

交通費内訳:ヤマト前 ~ 上福岡(シャトルバス(11越)) ¥178
 上福岡 ~ 志木(東武東上線) ¥199 志木 ~ 志木役所 ¥199

576円 × 2(往復) × 14日間 = ¥16,128 (国際興行バス)

係印 [Redacted]

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所 電 話	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年1月6日から令和5年3月31日	
就業場所	埼玉県志木市中宗岡1-1-2 鈴木正人事務所	
職務内容	県政調査補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分 から 午後5時00分まで (内、休憩時間1時間)	
休日等	土曜日、日曜日、国民の祝日	
給与(賃金)等	・時間給 1,300円	
給与等支払	・賃金・手当 毎月末日締切り 翌月支払い	
給与等振込先	・ [REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
		令和5年1月6日
雇用者	無所属県民会議 鈴木正人	●
被雇用者	住 所 [REDACTED] 氏 名 [REDACTED]	●

整理番号 S - 258 2

勤務実績表

2023年 1月 被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	タイムカード打刻時間	労働時間	休憩時間	業務内容
1	日				
2	月				
3	火				
4	水	10:31 ~ 16:39	6:08	0:45	県政調査補助業務のみに従事
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	9:26 ~ 16:58	7:32	1:00	県政調査補助業務のみに従事
11	水				
12	木				
13	金	9:19 ~ 17:00	7:41	1:00	県政調査補助業務のみに従事
14	土				
15	日				
16	月				
17	火	11:30 ~ 16:41	5:11	0:00	県政調査補助業務のみに従事
18	水				
19	木				
20	金	9:25 ~ 14:47	5:22	0:00	県政調査補助業務のみに従事
21	土				
22	日				
23	月				
24	火	9:30 ~ 15:21	5:51	0:00	県政調査補助業務のみに従事
25	水				
26	木	11:52 ~ 17:02	5:10	0:00	県政調査補助業務のみに従事
27	金				
28	土	9:00 ~ 12:57	3:57	0:00	県政調査補助業務のみに従事
29	日				
30	月				
31	火				
8:57	8日	計	46:52	2:45	

休憩時間差引合計時間 44:07

【控除額】		負担分額		時給金額1,000円	
保険料	内訳	事務所	個人	支給額合計	¥44,117 円
				控除額合計	0 円
				差引支給額	44117 円
				無所属県民会議支給額 (差引支給額×90%)	39,705 円
所得税				志正会 (差引支給額×10%)	4,412 円
保険料負担分額合計		0	0		

係印 

雇用契約書

ふりがな	■■■■■	生年月日	■■■■■
氏名	■■■■■		■■■■■
現住所 電話	■■■■■ ■■■■■		
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで		
就業場所	埼玉県志木市中宗岡1-1-2 鈴木正人事務所		
職務内容	県政調査補助用務		
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後5時00分まで (内、休憩時間は 12時00分から1時00分まで)		
休日	毎週土曜日、日曜日及び祝日		
給与(賃金)等	・時間給 1,000円		
給与等支払	・賃金・手当 毎月末日締切り 翌月支払い		
給与等振込先	・		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
		令和5年1月1日	
雇用者	無所属県民会議	鈴木正人	●
被雇用者	住所	■■■■■	
	氏名	■■■■■	●

整理番号 S - 259 2

勤務実績表

2023年 1月 被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	タイムカード打刻時間	労働時間	休憩時間	業務内容
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火				
11	水				
12	木				
13	金				
14	土				
15	日				
16	月				
17	火				
18	水				
19	木				
20	金				
21	土				
22	日				
23	月				
24	火				
25	水				
26	木				
27	金				
28	土				
29	日				
30	月	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
31	火	9:30 ~ 17:00	7:30	1:00	県政調査補助業務他
8:57	2日	計	14:30	2:00	

休憩時間差引合計時間 12:30

【控除額】		負担分額		時給金額1,300円	
保険料	内訳	事務所	個人	支給額合計	円
				¥16,250	円
				控除額合計	0 円
				差引支給額	¥16,250 円
				無所属県民会議支給額	14,625 円
				(差引支給額×90%)	
所得税				志正会	1,625 円
保険料負担分額合計		0	0	(差引支給額×10%)	

係印



雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所 電話		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年1月30日から令和5年3月31日	
就業場所	埼玉県志木市中宗岡1-1-2 鈴木正人事務所	
職務内容	県政調査補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時30分 から 午後4時30分まで (内、休憩時間1時間)	
休日等	土曜日、日曜日、国民の祝日	
給与(賃金)等	・時間給 1,300円	
給与等支払	・賃金・手当 毎月末日締切り 翌月支払い	
給与等振込先	・	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
		令和5年1月30日
雇用者	無所属県民会議	
	鈴木正人	
被雇用者		
	住所	
	氏名	

整理番号	S-260-1
------	---------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>○6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	令和 5 年 2 月 7 日
支 出 額	64,350 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	人件費(/ 月分) - [REDACTED]
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木 正 人



整理番号	S	-	260	2
------	---	---	-----	---


勤務実績表

2023年 1月	被雇用者の氏名	■■■■■
-------------	---------	-------

日	曜日	タイムカード打刻時間	労働時間	休憩時間	業務内容
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金	9:30 ~ 17:00	7:30	1:00	県政調査補助業務他
7	土	17:45 ~ 18:30	0:45	0:00	県政調査補助業務他
8	日				
9	月				
10	火	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
11	水	9:00 ~ 16:30	7:30	1:00	県政調査補助業務他
12	木	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
13	金				
14	土				
15	日				
16	月	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
17	火				
18	水	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
19	木				
20	金				
21	土				
22	日				
23	月	6:30 ~ 12:30	6:00	0:00	県政調査補助業務他
24	火				
25	水	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
26	木	6:30 ~ 16:30	10:00	1:00	県政調査補助業務他
27	金				
28	土				
29	日				
30	月	9:30 ~ 16:30	7:00	1:00	県政調査補助業務他
31	火				
8:57	11日	計	73:45	9:00	

休憩時間差引合計時間		64:45			
【控除額】		負担分額		時給金額1,100円	
保険料	内訳	事務所	個人	支給額合計	¥71,500 円
				控除額合計	0 円
				差引支給額	¥71,500 円
				無所属県民会議支給額	64,350 円
				(差引支給額×90%)	
所得税				志正会	7,150 円
保険料負担分額合計		0	0	(差引支給額×10%)	

(内訳) 1,100円 × 63.75H = 70,125円
 1/26 = 1,375円(25%割増) × 1H = 1,375円

係印 

雇用契約書

ふりがな	■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■	■■■■■
現住所 電話	■■■■■ ■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年1月1日から令和5年4月30日	
就業場所	埼玉県志木市中宗岡1-1-2 鈴木正人事務所	
職務内容	県政調査補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時30分 から 午後4時30分まで (内、休憩時間1時間)	
休日等	土曜日、日曜日、国民の祝日	
給与(賃金)等	・時間給 1,100円	
給与等支払	・賃金・手当 毎月末日締切り 翌月支払い	
給与等振込先	・	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
		令和5年1月1日
雇用者	無所属県民会議	●
	鈴木正人	●
被雇用者	住所	■■■■■
	氏名	■■■■■

整理番号 294

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>9</u> 日	支出額	<u>830.</u> 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	<u>ガソリン代(事務員利用)</u>		
領収書等貼付欄			

領 収 書	
金額	1,661 円

ただし、 <u>ガソリン代(1月分)</u>	

として	

上記の金額を領収しました。	
2023年 2月 9日	

無所属県民会議	
久喜支部 様	

住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]

$1,661 \times 0.5 = 830$

政務活動に使用される割合/合計 1/2が政務活動

整理番号 294-2

別紙



納品書 (領収書)

コスモ石油販売(株)西関東カンパニー
セルフ贖室
埼玉県久喜市上内字間之道153-4
TEL:0480-48-5115 SS-118895

2023年02月03日 18:51 伝票No.1531
通番2827

61-11889-000006-001 様 *
売上 現金フリー

11200
レギュラーガソリン P06 ¥1661
数量 11.00(L)
単価 @151

合計 ¥1,661
(内消費税 @53.8 ¥592)
(内消費税10%(対象 ¥1661) ¥151)
お預り ¥1,670
お釣り ¥9

2376-2376 02 2023/02/04
上記にて領収書に替えさせていただきます

◆◆◆ 金 銭 ◆◆◆
2023年02月03日 18:51
9円



2074202028276
精算機に本レシートをかざして
お釣をお受け取り下さい。

整理番号 76

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
----------------------------------	--

支出年月日	R 5 年 2 月 15 日
支出額	71,082 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	(按分した場合の積算方法 政務活動費 9割負担) 政務活動事務所 事務員 給与 1 月分
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡村 ゆり子 岡村印

勤務実績表

令和5年
1月分

被雇用者の氏名



曜日	勤務時間	業務内容
1 日	~	
2 月	~	
3 火	~	
4 水	~	
5 木	~	
6 金	10:00 ~ 16:00	政務活動(広報紙編集等)の事務補助
7 土	~	
8 日	~	
9 月	10:00 ~ 16:00	〃
10 火	~	
11 水	10:00 ~ 16:00	〃
12 木	~	
13 金	10:00 ~ 16:00	〃
14 土	~	
15 日	~	
16 月	10:00 ~ 16:00	政務活動(資料収集等)の事務補助
17 火	~	
18 水	10:00 ~ 16:00	〃
19 木	~	
20 金	10:00 ~ 16:00	〃
21 土	~	
22 日	~	
23 月	10:00 ~ 16:00	〃
24 火	~	
25 水	10:00 ~ 16:00	〃
26 木	~	
27 金	10:00 ~ 16:00	〃
28 土	~	
29 日	~	
30 月	10:00 ~ 16:00	〃
31 火	~	

時給 1,300円 × 55時間 = 71,500円

交通費 JR 320^円 × 11 = 3,520
 バス 880 × 11 = 9,680

合計 78,980^円

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	2022年6月1日から2023年4月30日まで	
就業場所	埼玉県川口市青木2-9-26青木ビル2F 岡村ゆり子政務活動事務所	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後0時0分から午前・午後4時0分まで (内休憩時間は12時から13時まで)	
休 日	毎週 火曜日、木曜日、土曜日、日曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 時間給 1,300円 手当 交通費 	
給与等支払	賃金、手当 毎月末日締切り、翌月15日支払い	
給与等振込先	[REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
雇用者	2022年5月30日 埼玉県川口市東内野528-70 岡村 ゆり子	
被雇用者	[REDACTED]	

整理番号 287

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>20</u> 日	支出額	<u>134,703</u> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	<u>給与(1月分)</u>		

領 収 書

金額 149,670 円

ただし、給与・交通費(1月分)
として

上記の金額を領収しました。

2023 年 2 月 20 日

無所属県民会議
久喜支部 様

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

149,670 × 0.9 = 134,703

政務活動費に使用可能な割合は 9/10 である

勤 務 実 績 表

2023年 1月分	被雇用者の氏名 ■■■■■
--------------	------------------

日	曜日	出退勤時間	勤務時間	休憩時間	実働時間	業務内容
1	日					
2	月					
3	火					
4	水	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
5	木					
6	金	9:00~15:30	6.5	1	5.5	政務活動の事務補助
7	土					
8	日					
9	月	9:30~12:00	2.5	0	2.5	政務活動の事務補助 (直行直帰)
10	火	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助
11	水	9:00~17:30	8.5	1	7.5	政務活動の事務補助
12	木					
13	金	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
14	土					
15	日					
16	月	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
17	火	9:00~16:30	7.5	1	6.5	政務活動の事務補助
18	水	9:00~16:30	7.5	1	6.5	政務活動の事務補助
19	木					
20	金	9:00~16:00	7	1	6	政務活動の事務補助
21	土					
22	日					
23	月	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助
24	火	9:15~17:00	7.75	1	6.75	政務活動の事務補助
25	水	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助
26	木	14:15~19:30	5.25	0	5.25	政務活動の事務補助
27	金	9:00~17:00	8	1	7	政務活動の事務補助
28	土	9:00~17:00	8	1	7	政務活動の事務補助
29	日					
30	月	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助
31	火	9:00~18:00	9	1	8	政務活動の事務補助

合計 118.5 時間

支給額 : 時給 1,220円 × 118.5時間 = 144,570円

交通費 300円 × 17日 = 5,100円

合計 149,670円

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所	
就業内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後4時00分まで (午後0時00分 から 午後1時00分 まで)	
休日	毎週木曜日、土曜日、日曜日及び祝日	
給与(賃金)等	時間給 1,220円 交通費 [自家用車の場合 … 一日あたり 300円 電車の場合 … 実費	
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い	
給与等振込先	[REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
雇用者	令和 4 年 3 月 18 日 (議員名) 無所属県民会議 久喜支部	
被雇用者	〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-8-33 石川 忠義 ●	住所 氏名 [REDACTED]

整理番号 288

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年2月20日	支出額	48,092 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	給与(1月分)		

領 収 書

金額 53,326 円

ただし、給与・交通費(1月分)

として

上記の金額を領収しました。

2023年2月20日

無所属県民会議
久喜支部 様

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX ●

(53,326 + 110) × 0.9 = 48,092
 政務活動費に使用可能なり合印 9/102の印あり
 882

整理番号 288-2

別紙

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
	0017	*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56108	05-02-20	09:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥53,326	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (記号)
お振込明細またはご案内			電信
お受取人	[Redacted]		
	登録番号 0009		
ご依頼人	ムソヨソ「クケツミソカイキ」クキツフ様		
	電話番号 0480-53-5107	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
	取扱番号 200002		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

勤 務 実 績 表

2023年 1月分	被雇用者の氏名 ■■■■■
--------------	------------------

日	曜日	出退勤時間	勤務時間	休憩時間	実働時間	業務内容
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
11	水	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
12	木					
13	金	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
14	土					
15	日					
16	月	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
17	火	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
18	水	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
19	木					
20	金	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
21	土					
22	日					
23	月	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
24	火	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
25	水	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
26	木					
27	金	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
28	土					
29	日					
30	月	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助
31	火	9:15~13:15	4	0	4	政務活動の事務補助

合計 52 時間

支給額 : 時給 990円 × 52時間 = 51,480円
 交通費 142円 × 13日 = 1,846円
合計 53,326円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		

下記の条件で契約します

雇用期間	令和4年11月1日 から 令和5年3月31日 まで
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所
就業内容	政務活動補助用務
就業時間	午前9時15分 から 午後1時15分まで
休日	毎週木曜日、土曜日、日曜日及び祝日
給与(賃金)等	時間給 990円 交通費 [自家用車の場合 … 一日あたり/42円 電車の場合 … 実費
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い
給与等振込先	

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 4 年 / 月 / 日

(議員名)

雇用者 埼玉県久喜市久喜東1-A-33
無所属県民会議 久喜支部 石川 忠義 ●

被雇用者

住所

氏名

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所
就業内容	政務活動補助用務
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後1時00分まで (所定時間外労働の場合、午前11時00分 から 午後0時00分 まで)
勤務日	週1日(木曜日を基本とする) ただし、必要に応じて週2日・3日程度の勤務あり
給与(賃金)等	時間給 1,020円
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い
給与等振込先	[REDACTED]

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 4 年 3 月 18 日
(議員名) 無所属県民会議 久喜支部

雇用者

〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-8-33

被雇用者 石川 忠義 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

整理番号 526


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広報・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>5年 2月 28日</p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">70,200 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $78,000 \times 0.9$)</p>
<p>使 途</p>	<p>政務活動補助員報酬</p>
<p>支出先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

令和5年2月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	木				0:00		
27日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
28日	土						
29日	日				0:00		
30日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
31日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
1日	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
2日	木				0:00		
3日	金				0:00		
4日	土				0:00		
5日	日				0:00		
6日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
7日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
8日	水	13:00	19:00	1:00	5:00	宮	
9日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
10日	金	13:00	17:00	0:00	4:00	白	
11日	土				0:00		
12日	日				0:00		
13日	月	13:00	18:00	0:00	5:00	宮	
14日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
15日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
16日	木				0:00		
17日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
18日	土				0:00		
19日	日				0:00		
20日	月				0:00		
21日	火				0:00		
22日	水				0:00		
23日	木				0:00		
24日	金	13:00	17:00	0:00	4:00	白	
25日	土				0:00		
合計					78:00:00		

給料支払明細書

(令和5年 2月分)

XXXXXXXXXX 殿

勤労日数	自 1月27日 14日 至 2月24日	
労働時間	78 時 00 分	
時間外労働	時 0 分	
総支給額	78000 円	
内 訳	基本給	1000/1時間 78000 円
	時間外賃金	/1時間 0 円
	通勤手当	支給無し
		78000 円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
領収印		係印

所定日数	出勤日数	欠勤日数
	14	
備考		

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）、 [REDACTED]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 岡重夫事務所
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤は乙とする。ただし、乙が平日休みの場合は丙が就業する。
また、甲が業務上丙の就業が必要な場合は、丙乙双方に就業を求めることができる。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲乙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることができる。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることができる。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。
3. 所得税は、賃金に含むものとする。
4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）現金支払いとする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日とする。
ただし、甲乙丙どちら一方から解約の申し出がない限り自動更新とする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和元年6月30日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

丙

整理番号 527


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>5年 2月 28日</p>
<p>支出額</p>	<p>30,600 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 34,000 × 0.9)</p>
<p>使 途</p>	<p>政務活動補助員報酬</p>
<p>支出先</p>	<p>[Redacted]</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

岡 重夫 

印

令和5年2月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	木				0:00		
27日	金				0:00		
28日	土				0:00		
29日	日				0:00		
30日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
31日	火				0:00		
1日	水				0:00		
2日	木				0:00		
3日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
4日	土				0:00		
5日	日	10:00	12:00	0:00	2:00	宮	
6日	月				0:00		
7日	火				0:00		
8日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
9日	木				0:00		
10日	金				0:00		
11日	土				0:00		
12日	日				0:00		
13日	月				0:00		
14日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
15日	水				0:00		
16日	木				0:00		
17日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
18日	土				0:00		
19日	日				0:00		
20日	月				0:00		
21日	火				0:00		
22日	水				0:00		
23日	木				0:00		
24日	金	10:00	12:00	0:00	2:00	白	
25日	土				0:00		
合計				5:00	34:00:00		

給料支払明細書

(令和5年 2月分)

XXXXXXXXXX 殿

勤労日数	自 1月 30日 7日 至 2月 24日	
労働時間	34 時 0 分	
時間外労働	時 0 分	
総支給額	円	
内訳	基本給	1000円/1時間 34,000 円
	時間外賃金	1000円/1 時 0 円
	通勤手当	支給無し
		34,000- 円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	2/28	領収印 XXXXXXXXXX 係印 XXXXXXXXXX

所定日数	出勤日数
7	7

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）、 [REDACTED]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 岡重夫事務所
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤は乙とする。ただし、乙が平日休みの場合は丙が就業する。
また、甲が業務上丙の就業が必要な場合は、丙乙双方に就業を求めることができる。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲乙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることができる。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることができる。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。
3. 所得税は、賃金に含むものとする。
4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）現金支払いとする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日とする。
ただし、甲乙丙どちら一方から解約の申し出がない限り自動更新とする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和元年6月30日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

丙

整理番号 528

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広報・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	5年 2月 28日
支出額	27,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	(按分した場合の積算方法 30,000 × 0.9) 政務活動補助員報酬
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫 (印) 印

令和5年2月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
27日	金				0:00		
28日	土				0:00		
29日	日				0:00		
30日	月				0:00		
31日	火				0:00		
1日	水				0:00		
2日	木				0:00		
3日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
4日	土				0:00		
5日	日				0:00		
6日	月				0:00		
7日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
8日	水				0:00		
9日	木				0:00		
10日	金				0:00		
11日	土				0:00		
12日	日				0:00		
13日	月				0:00		
14日	火				0:00		
15日	水				0:00		
16日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
17日	金				0:00		
18日	土				0:00		
19日	日				0:00		
20日	月				0:00		
21日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
22日	水				0:00		
23日	木				0:00		
24日	金				0:00		
25日	土				0:00		
合計				5:00	30:00:00		

給料支払明細書

(令和5年2月分)

XXXXXXXXXX 殿

労働日数	自 1月26日 5日 至 2月25日	
労働時間	30時00分	
時間外労働	時 0分	
総支給額	30,000 円	
内訳	基本給	1000円/1時間 30,000 円
	時間外賃金	1000円/1時間 0 円
	通勤手当	支給無し
		30,000 円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	領収印 XXXXXXXXXX	係印 XXXXXXXXXX

所定日数	出勤日数
5	5

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と []（以下乙という）、
[]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 無所属県民会議
白岡支部（原則 乙）
埼玉県宮代町宮代3-5-17 無所属県民会議
宮代支部（原則 丙）
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤の [] 氏、 [] 氏が議会などで事務所勤務が出来ない場合に勤務する非常勤とする。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲と乙丙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることが出来る。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることが出来る。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。

3. 所得税は、賃金に含むものとする。

4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）までに現金支払いをする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和4年3月22日から令和5年3月31日までとする。

ただし、その後業務内容などの見直しが必要な場合新たに契約をする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和4年3月20日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙


丙

整理番号 529


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	5年 2月 28日
支出額	36,900 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 41,000 × 0.9)
使途	政務活動補助員報酬
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

令和5年2月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	木	10:00	16:00	1:00	5:00	宮代	
27日	金				0:00		
28日	土				0:00		
29日	日				0:00		
30日	月				0:00		
31日	火				0:00		
1日	水				0:00		
2日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
3日	金				0:00		
4日	土				0:00		
5日	日				0:00		
6日	月	13:00	17:00		4:00	白岡	
7日	火				0:00		
8日	水				0:00		
9日	木				0:00		
10日	金				0:00		
11日	土				0:00		
12日	日				0:00		
13日	月				0:00		
14日	火				0:00		
15日	水				0:00		
16日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
17日	金				0:00		
18日	土				0:00		
19日	日				0:00		
20日	月	13:00	17:00		4:00	宮代	
21日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
22日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
23日	木				0:00		
24日	金	10:00	17:00	3:00	4:00	宮代	
25日	土				0:00		
合計					41:00:00		

所定日数	出勤日数	欠勤日数
	8	
備考		

給料支払明細書

(令和5年 2月分)

XXXXXXXXXX 殿

勤務日数	自 1月26日 5日 至 2月25日	
労働時間	41時 00分	
時間外労働	時 0分	
総支給額	41,000円	
内訳	基本給	1000/1時間 41,000円
	時間外賃金	/1時間 0円
	通勤手当	支給無し
		41,000円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	2/28	領収印 XXXXXXXXXX 係印 XXXXXXXXXX

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と ■■■■■（以下乙という）、
■■■■■（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 無所属県民会議
白岡支部（原則 乙）
埼玉県宮代町宮代3-5-17 無所属県民会議
宮代支部（原則 丙）
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤の■■■■■氏、■■■■■氏が議会などで事務所勤務が出来ない場合に勤務する非常勤とする。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲と乙丙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることが出来る。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることが出来る。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。

3. 所得税は、賃金に含むものとする。

4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）までに現金支払いをする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和4年3月22日から令和5年3月31日までとする。

ただし、その後業務内容などの見直しが必要な場合新たに契約をする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和4年3月20日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

丙

整理番号	155
------	-----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和5年 2月 28日
支 出 額	80,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 ¥100,000×0.8で按分)
使 途	2月分 人件費として
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 西 景 西 明 清 印

無所属県民会議 及び会派支部の被雇用者

業務報告書

朝霞支部 被雇用者氏名

下記の通り、無所属県民会議・朝霞事務所 醍醐清の下、県政の調査・研究に係る業務を行いました。

期間	令和5年2月1日 ～ 令和5年2月28日 (常時雇用の場合は毎月提出)
調査・研究項目	事務所管理全般
業務内容	来客者対応・電話受付 情報収集・整理 政務調査費出納・管理

朝霞支部長

醍醐清 印

雇 用 契 約 書

補助職員	ふりがな		生	
	氏 名		年月日	
	現住所		〒	
			TEL	

次の労働条件で契約します。

雇 用 期 間	2022年 4月1日から 2023年 3月31日まで
就 業 の 場 所	朝霞市本町2-1-1 無所属県民会議 醍醐清事務所
仕 事 の 内 容	政務活動補助 (受付・接遇業務・資料整理等)
賃 金	時 給 円
賃 金	日 給 円
給 料	月末払い 月額 100,000 円
そ の 他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について、政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う、政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

令和4年 4月 1日

(雇用者) 職名 埼玉県議会議員 ●[㊟]

氏名 醍醐 清

補助職員 氏名 XXXXXXXXXX ●[㊟]

(会使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める。

令和4年 4月 1日

無所属県民会議
朝霞支部長

醍醐清 ●[㊟]

整理番号 **30/**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年3月2日	支出額	16,125 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	社会保険料		
領収書等貼付欄			

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 **4** 年金特別会計 **0343** 内閣府及び厚生労働省管 **6375** 取扱庁番号 **00063552** 取扱庁名 **厚生労働省年金局(春日部)**



納付目的
令和 5年
1月分
納付期限
令和 5年
2月28日 右記のとおり
納付してください。
令和 5年
2月16日

健康助定 健康保険料 13393 円	厚生年金助定 厚生年金保険料 21594 円	子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 424 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
00500		
収納機関番号	納付番号	確認番号

証券受領
全 部
一 部

合 計 額			
千	百	十	円
			¥ 3 5 4 1 1

内閣府及び厚生労働省管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
春日部 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
计算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

346-0003 久喜市 久喜中央 2-4-30
コバヤシビルB201
無所属県民会議久喜支部石川ただ
よし事務所 石川忠義
2643 090501 様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
5.3.2
(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

{ 35,411-(6,697+10,797) } × 0.9 = 16,125
政務活動に使用する割合が9/10であるため

整理番号	301-2
------	-------

別紙

給与明細書

(1月分給与)

氏名： XXXXXXXXXX 様

勤怠項目			
所定労働日数	16日	時給	1,220円
出勤日数	18日	残業単価	1,525円
実働時間	118.5時間	有給休暇	
法定時間外	時間	有給残日数	

支給項目	基本給	144,570円
	通勤手当(非課税分)	5,100円
	通勤手当(課税分)	
	支給合計	149,670円

控除項目	雇用保険料	748円
	所得税	2,050円
	住民税	
	健康保険	○ 6,697円
	厚生年金	○ 10,797円
	控除合計	20,292円

差引支給額	129,378円
振込支給額	129,378円

整理番号	237-1
------	-------

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2023年3月3日
支出額	165,096 円
	(按分した場合の積算方法 $194,230 \times 85\% = 165,096$)
使 途	事務員給与(2月分)
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子

令和 2 年 12 月 14 日

雇用契約書・労働条件通知書

使用者 埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 金野桃子(以下、甲という)と労働者 XXXXXXXXXX(以下、乙という)は以下の条件により、使用契約を締結する。

雇用期間	① 期間の定めなし ② 期間の定めあり 年 月 日 ~ 年 月 日
就業場所	埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 及び 甲が指定した場所
業務内容	県政調査業務、日程調整等秘書業務全般
就業時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 6 時 00 分
休憩時間	1 時間
休日	土・日曜日及び祝祭日、年末年始、夏季休暇
休暇	有給休暇他
賃金	基本給：月額 200,000 円
賃金の支払い期日・方法	毎月末日翌 5 日、銀行振込
退職	① 期間の定めなし ② 期間の定めあり 期日到来日 ③ 乙が退職を希望する場合は、1 か月前に申し出る ④ 甲が辞職を希望する場合は、1 か月前に通告する
その他	乙は職務上知りえた事項について、守秘義務を負う。 その他、職務上の詳細な規定は別途定める。 本契約に規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本家役締結の証として、本契約書 2 通を作成し、相互に署名または記名捺印の上、各 1 通を保管する。

2020 年 12 月 14 日

(甲)

名称：

所在地：

雇用者：

埼玉県議会 **この桃子**
〒335-0023 戸田市本町1-21-8-1F
TEL:048-235-5358 FAX:020-4669-8668

(乙)

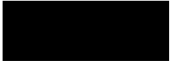
住所：

氏名：

給料支払明細書

237-3

(2023年2月分)



殿

労働日数	皇	一	月	二	日	日
労働時間					時	分
所定時間外労働					時	分
支給額	基本給	2	0	0	0	0
	所定時間外賃金					
	家族手当					
控除額	健康保険料					
	介護保険料					
控除額	厚生年金					
	雇用保険料		1	0	0	0
	所得税		4	9	7	0
	住民税					
	前払金					
合計		5	9	7	0	
差引支給額		1	9	4	2	3

(事業所名)

係印

コクミ シン-113N

勤 務 実 績 表

2023年2月	被雇用者の氏名 [REDACTED]
---------	-----------------------

日	曜日	勤務時間		時間
1	水	09:00	18:00	8:00
2	木	09:00	18:00	8:00
3	金	09:00	18:00	8:00
4	土			
5	日			
6	月	09:00	18:00	8:00
7	火	09:00	18:00	8:00
8	水	09:00	18:00	8:00
9	木	09:00	18:00	8:00
10	金	09:00	18:00	8:00
11	土			
12	日			
13	月	09:00	18:00	8:00
14	火	09:00	18:00	8:00
15	水	09:00	18:00	8:00
16	木	09:00	18:00	8:00
17	金	09:00	18:00	8:00
18	土			
19	日			
20	月	09:00	18:00	8:00
21	火	09:00	18:00	8:00
22	水	09:00	18:00	8:00
23	木			
24	金	09:00	18:00	8:00
25	土			
26	日			
27	月	09:00	18:00	8:00
28	火	09:00	18:00	8:00

勤務日数	勤務時間
19日	152:00

整理番号 238-1


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年3月3日
支出額	100.811 円 (按分した場合の積算方法 $118.601 \times 85\% = 100.811$)
使 途	事務員給与(2月分)
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

勤務実績表

2023年2月	被雇用者の氏名
---------	---------

日	曜日	勤務時間		時間
1	水	09:00	18:00	8:00
2	木	09:00	18:00	8:00
3	金	09:00	18:40	8:40
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	09:00	17:20	7:20
8	水	09:00	18:00	8:00
9	木	09:00	18:00	8:00
10	金	09:00	18:00	8:00
11	土			
12	日			
13	月	13:00	20:00	7:00
14	火	13:00	18:00	5:00
15	水	09:00	18:00	8:00
16	木			
17	金	09:00	18:00	8:00
18	土			
19	日			
20	月			
21	火	09:00	21:00	11:00
22	水	13:00	18:00	5:00
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	09:00	18:00	8:00

勤務日数	勤務時間	交通費
14日	108:00	860

時給 1,000円

勤務日数 火・水(※)・木・金

割増賃金 3日時間40分 4,583

- ① 勤務時間 104時間20分 104000+333=104,333
- ② ①+交通費(860×14=1,2040) 104,333+1,2040=116,373
- ③ ②+割増賃金3日時間40分 116,373+4583=120,956
- ④ 雇用保険料 ③×0.005 605
- ⑤ 所得税 88,000未満は0 1750
- ③-④-⑤ 120956-605-1750=118,601

給料支払明細書

(2023年2月分)



殿

労働日数	自 2 月 2 日 至 2 月 14 日	
労働時間	10 時 4 分 20 分	
所定時間外労働	3 時 40 分	
支 給 額	基本給	104333
	所定時間外賃金	4383
	家族手当	
控 除 額	交通費	12040
	合 計	
控 除 額	<input type="checkbox"/> 康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	605
	所得税	1730
控 除 額	住民税	
	前払金	
控 除 額	合 計	
	差引支給額	118601

(事業所名)

係
印



GD12123

雇用契約書・労働条件通知書

使用者 埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 金野桃子（以下、甲という）と労働者 XXXXXXXXXX（以下、乙という）は以下の条件により、使用契約を締結する。

雇用期間	① 期間の定めなし 2 期間の定めあり 年 月 日 ~ 年 月 日
就業場所	埼玉県議会無所属県民会議戸田支部 及び 甲が指定した場所
業務内容	県政調査業務、日程調整等秘書業務全般
就業時間	午前 9時 00分 ~ 午後 6時 00分のうち甲が指定した時間
休憩時間	適宜
休日	土・日曜日及び祝祭日
休暇	なし
賃金	時給 1,000円
賃金の支払い期日・方法	毎月末日〆翌5日、手渡し
退職	① 期間の定めなし 2 期間の定めあり 期日到来日 3 乙が退職を希望する場合は、1か月前に申し出る 4 甲が辞職を希望する場合は、1か月前に通告する
その他	乙は職務上知りえた事項について、守秘義務を負う。 その他、職務上の詳細な規定は別途定める。 本契約に規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本家役締結の証として、本契約書2通を作成し、相互に署名または記名捺印の上、各1通を保管する。

〇 年 〇 月 〇 日

(甲)

名称： **埼玉県議会 こんの桃子**
所在地： 〒335-0023 戸田市本町1-21-8-1F
雇用者： TEL:048-235-5358 FAX:020-4669-8668

(乙)

住所： XXXXXXXXXX
氏名： XXXXXXXXXX

整理番号 172-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
○6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年3月6日	支出額	47,511 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助用務員給与 2月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

給与2月分(2/1-2/28)

時給1,200円×40.5時間=48,600円 ...A

時間外(1,200×1.25)×2.5時間=3,750円 ...B

A+B=52,350円

(52,350+440)×90%=47,511円

政務活動費に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
40475	05-03-06	15:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥52,350	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (優) (良)
円	千円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
登録番号 0004
マツカ ヨシヒロ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 300127

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

勤務実績表

令和5年 2月分	被雇用者の氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>
-------------	---

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	水		
2	木	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
8	水		
9	木	9:00~16:00 (6.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
10	金		
11	土		
12	日		
13	月		
14	火	9:30~16:00 (5.5H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
15	水		
16	木	9:00~16:30 (6.5H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	9:00~15:00 (5.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
22	水		
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火	9:00~18:00 (8.0H)	政務活動 (要望事項の調査等) 補助用務
/	/		
/	/		
/	/		

時間内勤務 $40.5 \text{ H} \times 1,200 \text{ 円} = 48,600 \text{ 円} \dots A$
 時間外 " $2.5 \text{ H} \times 1,500 \text{ 円} = 3,750 \text{ 円} \dots B$
 $A + B \quad 48,600 + 3,750 = \underline{\underline{52,350 \text{ 円}}}$

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted] 生
現 住 所	[Redacted] 電話 [Redacted]	[Redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 5 月 10 日 から 令和 5 年 4 月 30 日まで	
就業場所	埼玉県東松山市箭弓町3丁目-3-13 県議会議員 松坂よしひろ事務所	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	週 2 日 (月・ <u>火</u> ・水・ <u>木</u> ・金曜日) <u>午前</u> ・午後 9 時 00 分 から 午前・ <u>午後</u> 4 時 00 分まで (内、休憩時間は12時00分から1時00分まで) 他の曜日に振替え調整することもある。	
休 日	土曜日、日曜日、祝日 年末年始、夏期休暇	
給与 (賃金) 等	時給 1, 2 0 0 円 時間外手当 時給 1, 5 0 0 円	
給 与 等 支 払	賃金・手当 毎月末日締切り 翌月6日支払	
給 与 等 振 込 先	[Redacted]	
上記期間満了をもって契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4 年 5 月 / 日		
(議員名)		
雇 用 者	松 坂 喜 浩	[Redacted]
被雇用者	住 所	[Redacted]
	氏 名	[Redacted]

173-2

勤務実績表

R5年 2月分	被雇用者の氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>
------------	---

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
2	木		
3	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
4	土		
5	日		
6	月	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
7	火		
8	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
9	木		
10	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
11	土		
12	日		
13	月	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
14	火		
15	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
16	木		
17	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
18	土		
19	日		
20	月	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
21	火		
22	水	9:00~16:00	政務活動(受付、資料収集等整理等)の補助用務
23	木		
24	金	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
25	土		
26	日		
27	月	9:00~16:00	政務活動(資料収集等整理等)の補助用務
28	火		

勤 務 実 績 表

令和5年 2月分	被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX
-------------	--

	曜日	勤務時間	業務内容
1	水	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
2	木	~	
3	金	10:00 ~ 14:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
4	土	~	
5	日	~	
6	月	~	
7	火	10:00 ~ 15:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
8	水	10:00 ~ 17:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
9	木	~	
10	金	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
11	土	~	
12	日	~	
13	月	~	
14	火	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
15	水	10:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
16	木	~	
17	金	10:00 ~ 14:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
18	土	~	
19	日	~	
20	月	~	
21	火	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
22	水	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
23	木	12:00 ~ 15:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
24	金	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
25	土	~	
26	日	~	
27	月	~	
28	火	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
		~	
		~	
		~	

時給 1,000 円 × 48時間 = 48,000 円
 但、2/8、2/15 は1時間の休憩を取っています

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年 9月1日 から 令和5年8月31日 まで	
就業場所	埼玉県富士見市西みずほ台3丁目3番11号 ハイツみずほ台108号室 無所属県民会議富士見支部事務所	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時～午後4時まで シフトによる (10時～16時まで就業する場合は1時間の休憩をとる)	
休 日	毎週土曜日及び日曜日、祝日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1000 円	
給与等支払	賃金 毎月末日締切り 翌月支払い	
給与等振込先	手渡し	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和4年9月1日		
雇用者 八子朋弘		●
被雇用者 [REDACTED]		●

整理番号	159
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
----------------------------------	--

支出年月日	令和5年3月7日	支出額	42,300 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	令和5年2月分 給与
-----	------------

領	領 収 書
金額	47,000 円
ただし、	給与(令和5年2月分)
	として
上記の金額を領収しました。	
令和5年3月7日	
無所属県民会議 富士見支部 代表 八子朋弘 様	
住所	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]

政務活動に使用する割合が 90 %であるため $47,000 \times 0.9 = 42,300$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

勤 務 実 績 表

平成25年 2月分	被雇用者の氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>
--------------	---------	---

	曜日	勤務時間	業務内容
1	水	~	
2	木	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
3	金	~	
4	土	~	
5	日	~	
6	月	10:00 ~ 14:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
7	火	13:00 ~ 17:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
8	水	~	
9	木	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
10	金	~	
11	土	~	
12	日	~	
13	月	10:00 ~ 13:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
14	火	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
15	水	~	
16	木	10:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
17	金	~	
18	土	~	
19	日	~	
20	月	10:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
21	火	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
22	水	~	
23	木	12:00 ~ 15:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
24	金	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
25	土	~	
26	日	~	
27	月	10:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
28	火	13:00 ~ 16:00	政務活動(資料整理等)の事務補助
		~	
		~	
		~	

時給 1,000 円 × 47 時間 = 47,000 円

但し、2/16、2/20、2/27は(時間)の休を取ることが可。

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■ 生
現 住 所	■■■■■ 電話 ■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年 9月1日 から 令和5年8月31日 まで	
就業場所	埼玉県富士見市西みずほ台3丁目3番11号 ハイツみずほ台 108号室 無所属県民会議富士見支部事務所	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時～午後4時まで シフトによる (10時～16時まで就業する場合は1時間の休憩をとる)	
休 日	毎週土曜日及び日曜日、祝日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1000 円	
給与等支払	賃金 毎月末日締切り 翌月支払い	
給与等振込先	手渡し	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和4年9月1日		
雇用者		八子朋弘
被雇用者		■■■■■

整理番号	147
------	-----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	2023年3月9日他
支出額	115,248 円
	(按分した場合の積算方法 $128,053 \times 90\% = 115,248$)
使 途	人件費(3名分)2月分として
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 平松大佑

令和5年2月分給与明細書

■■■■ 殿

支給日 令和5年3月6日

平松だいすけ事務所

勤務項目	勤務日数	12	2月1日から2月28日				
	労働時間	72	時間	勤務実績表より			
	時給	1,000	円				
	残業時間	0	円				
支給項目	基本給	72,000					
	交通費(実費)	2,016	燃費(1リットル7km走行 1% 円 168)	通勤距離 km(往復)	7	ハイオク	
	総支給額	74,016				168	
控除項目	所得税	2,205					
							*週18時間契約
	課税対象額		72,000	控除後	69,795		
	非課税対象額		2,016		2,016		

課税対象額累計 139,000

2月分差引支給額
71,811

【通勤費補記】 2月 ハイオク168円。(埼玉県ガソリン価格推移2月参照)

*一日の通勤ガソリン代 168円。 通勤の往復距離7km 燃費1リットルで7km走行 一日のガソリン代168円
2月通勤代 12日出勤×168円=2016円

令和5年2月分給与明細書

■■■■

支給日 令和5年3月9日

平松だいすけ事務所

勤務項目	勤務日数	3	2月1日より2月28日				
	労働時間	19.5	時間				
	時給	1,000	円				
	残業時間	0	円				
支給項目	基本給	19,500					
	交通費(実費)	537	燃費(1リットル15km走行 1% 円 168)	通勤距離 km(往復)	16	ハイオク	
	総支給額	20,037				179	
控除項目	所得税	597					
							*週 15 時間契約
	課税対象額		19,500	控除後	18,903		
	非課税対象額		537		537		

課税対象額累計 48,000

2月分差引支給額
19,440

【通勤費補記】 2月 ハイオク168円。(埼玉県ガソリン価格推移2月参照)

*一日の通勤ガソリン代179円。通勤の往復距離16km 燃費1リットルで15km走行 一日のガソリン代179円=168円×16/15
2月通勤代 3日出勤×179円=537円

令和5年2月分給与明細書

■■■■

支給日 令和5年3月6日

平松だいすけ事務所

勤務項目	勤務日数	15	2月1日より2月28日				
	労働時間	32.5	時間				
	時給	1,000	円				
	残業時間	0	円				
支給項目	基本給	32,500					
	交通費(実費)	1,500	燃費(1リットル22km) 1% 円 158	通勤距離 km(往復)	14	レギュラー	
	総支給額	34,000				100.55	
控除項目	所得税	995					
							*週 15 時間契約
	課税対象額		32,500	控除後	31,505		
	非課税対象額		1,500		1,500		

課税対象額累計 60,500

2月分差引支給額
33,005

【通勤費補記】 2月 レギュラー158円。(埼玉県ガソリン価格推移2月参照)

*1日の交通費=100円=ガソリン代1ℓ158円×(往復走行距離14km÷燃費1%22km) で計算。
2月計算) 15日勤務(1日のガソリン代100円×勤務日数15) =1500円

2023 年 2 月分勤務実績表

氏名: XXXXXXXXXX

							##	
日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	残業時間	備考	
1	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
2	木							
3	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
4	土							
5	日							
6	月	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
7	火							
8	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
9	木							
10	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
11	土							
12	日							
13	月	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
14	火							
15	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
16	木							
17	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
18	土							
19	日							
20	月	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
21	火							
22	水	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
23	木							
24	金	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
25	土							
26	日							
27	月	09:00	16:00	1:00	6:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
28	火							
合計					72:00	0:00	出勤日数	12日

合計 12日 72×1,000=72,000円

2023 年 2 月分勤務実績表 氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	残業時間	備 考	
1	水							
2	木	9:00	17:30	1:00	7:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
3	金							
4	土							
5	日							
6	月							
7	火							
8	水							
9	木	9:00	17:30	1:00	7:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
10	金							
11	土							
12	日							
13	月							
14	火							
15	水							
16	木	9:00	14:30	1:00	4:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
17	金							
18	土							
19	日							
20	月							
21	火							
22	水							
23	木							
24	金							
25	土							
26	日							
27	月							
28	火							
合計					19:30	0:00	出勤日数	3日

合計 3日 出勤 19.5時間×1000円=19500円

2023 年 2 月分勤務実績表 氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	残業時間	備考	
1	水							
2	木	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
3	金							
4	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
5	日							
6	月							
7	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
8	水							
9	木	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
10	金	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
11	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
12	日							
13	月							
14	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
15	水	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
16	木	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
17	金							
18	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
19	日							
20	月							
21	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
22	水	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
23	木							
24	金	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
25	土	13:00	17:00		4:00		政務活動(資料整理等)の事務補助	
26	日							
27	月							
28	火	17:30	19:00		1:30		政務活動(資料整理等)の事務補助	
合計					32:30	0:00	出勤日数	15日

合計 15日 出勤 32.5時間×1000円=32500円

雇用契約書

平松大佑(以下甲という)と [] (以下乙という) は、次のとおり雇用契約を締結する。

雇用契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。	
就業場所	埼玉県新座市野寺2-8-48 野島マンション1階室内及び別途甲が指示した場所とする。	
従事する業務の種類	基本給	(月額・日額) 時 1,000 円
	給与	円
勤務時間及び勤務日	①政務活動にかかると事務等	円
	②上記業務に付帯する一切の業務。	円
休憩時間	午前9時00分～午後16時00分 週3日 勤務日 (月)・火・水・木・(金)・(土)・(日) 但し、業務の都合により上記勤務時間・日数を変更する場合がある。	
給与の控除	正午から1時間 次の各号に定めるものは、乙の給与から控除する。 ①退社時及び乙が欠勤または遅刻した場合は、相応額を控除する。 ②源泉所得税、住民税、雇用保険料等の法令で定めるもの。	
休日	上記「就業時間及び勤務日」の項で勤務日として指定しなかった日	賃金締切日 毎月末日 賃金支払日 毎月5日
社会保険等の加入状況	社会保険 (有) (無) 雇用保険 (有) (無) 労災保険 有	
昇給・賞与	賞与は、無いものとする 昇給は、無いものとする。	
就業の有無	業務上、その他の都合により必要ある場合は、所定労働時間外に労働させることがある。また、会社が所定労働時間外に労働することを指示した場合、従業員は正当な事由なくしてこれを拒んではならない。	

自然退職	乙が次の各号の一つに該当するときは、該当する事となったその日をもって自然退職とし、その翌日をもって従業員としての身分を失う。 ①死亡したとき ②行方不明になったとき ③2週間以上正当な事由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき
その他備考及び特記事項	①乙は勤務開始日から15日以内に採用時、甲に求められた書類を提出するものとする。 ②甲は、乙が故意または過失により、甲に損害を与えたときは、損害の程度及び事情によって、その一部または全額を賠償させる。但し、別途定める懲戒処分を免れるものではない。 ③乙は業務上知り得た秘密を在職中及び退職後も、他に漏らしてはならない。 ④上記以外の退職事由及び解雇事由、またはその手続き、その他この契約書に定めのない労働条件については、別途話し合いにより定める。 ⑤退職を希望する場合は、1ヵ月以上前に申し出るものとする。 ⑥試用期間は14日間とし、勤務適正、健康状態、勤務成績、技能について不適当と判断した場合、雇用契約を解除する事がある。 ⑦甲乙いずれかに、本契約に違反する行為があった場合は、上記契約中であつてもこの契約を解除することができる。

以上、雇用契約成立の証として本書二通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各一通を所持する。

令和4年 3 月 31 日

甲

[]

平松 大佑

乙

[]

氏名

本契約内容を十分理解した上で異議なく同意致します。

雇用契約書

平松大佑（以下甲という）と []（以下乙という）は、次のとおり雇用契約を締結する。

雇用契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。	
就業場所	埼玉県新座市野寺2-8-48 野島マンション1階室内及び別途甲が指示した場所とする。	
従事する業務の種類	給	(月額・日額) 時
	与	1,000 円
従事する業務の種類	① 政務活動にかかると事務等	円
	② 上記業務に付帯する一切の業務。	円
		円
	合計	円
勤務時間及び勤務日	午前9時00分～午後5時30分 週2日 勤務日 月・火・水・木・金・土・日	
休憩時間	正午から1時間	
給与の控除	次の各号に定めるものは、乙の給与から控除する。 ① 退社時及び乙が欠勤または遅刻した場合は、相応額を控除する。 ② 源泉所得税、住民税、雇用保険料等の法令で定めるもの。	
休日	上記「就業時間及び勤務日」の項で勤務日として指定しなかった日	
社会保険等の加入状況	社会保険 (有・無) 有 雇用保険 (有・無) 有 労災保険 有	賃金締切日 毎月末日 賃金支払日 毎翌月5日
昇給・賞与	賞与は、無いものとする 昇給は、無いものとする。	
残業の有無	業務上、その他の都合により必要がある場合は、所定労働時間外に労働させることがある。また、会社が所定労働時間外に労働することを指示した場合、従業員は正当な事由なくこれを拒んではならない。	

自然退職	乙が次の各号の一つに該当するときは、該当する事となったその日をもって自然退職とし、その翌日をもって従業員としての身分を失う。 ① 死亡したとき ② 行方不明になったとき ③ 2週間以上正当な事由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき
その他備考及び特記事項	① 乙は勤務開始日から15日以内に採用時、甲に求められた書類を提出するものとする。 ② 甲は、乙が故意または過失により、甲に損害を与えたときは、損害の程度及び事情によって、その一部または全部を賠償させる。但し、別途定める懲戒処分を免れるものではない。 ③ 乙は業務上知り得た秘密を在職中及び退職後も、他に漏らしてはならない。 ④ 上記以外の退職事由及び解雇事由、またはその手続き、その他この契約書に定める無条件の退職事由については、別途話し合いにより定める。 ⑤ 退職を希望する場合は、1ヵ月以上前に申し出るものとする。 ⑥ 試用期間は14日間とし、勤務適正、健康状態、勤務成績、技能について不相当と判断した場合、雇用契約を解除する事がある。 ⑦ 甲乙いずれかに、本契約に違反する行為があった場合は、上記契約中であつてもこの契約を解除することができる。

以上、雇用契約成立の証として本書二通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各一通を所持する。

令和4年 3月3日

甲 []

平松大佑

乙 []

住所

氏名

本契約内容を十分理解した上で異議なく同意致します。

雇用契約書

平松大佑（以下甲という）と []（以下乙という）は、次のとおり雇用契約を締結する。

雇用契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。		
就業場所	埼玉県新座市野寺2-8-48 野島マンション1階室内及び別途甲が指示した場所とする。		
従事する業務の種類	給	基本給	(月額・日額) 1,000円
	与		
勤務時間及び勤務日	午後5時30分～午後7時00分 週5日 土・日 のうち、一日勤務 勤務日 (月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土)・(日)		
休憩時間	但し、業務の都合により上記勤務時間・日数を変更する場合がある。勤務する時間によって、正午から1時間		
給与の控除	次の各号に定めるものは、乙の給与から控除する。 ① 退社時及び乙が欠勤または遅刻した場合は、相応額を控除する。 ② 源泉所得税、住民税、雇用保険料等の法令で定めるもの。		
休日	上記「就業時間及び勤務日」の項で勤務日として指定しなかった日	賃金締切日	毎月末日
社会保険等の加入状況	社会保険 (有・無) 雇用保険 (有・無) 労災保険 有	賃金支払日	毎月5日
昇給・賞与	賞与は、無いものとする。昇給は、無いものとする。		

残業の有無	業務上、その他の都合により必要がある場合は、所定労働時間外に労働させることがある。また、会社が所定労働時間外に労働することを指示した場合、従業員は正当な事由なくこれを拒んではならない。
自然退職	乙が次の各号の一つに該当するときは、該当する事となったその日をもって自然退職とし、その翌日をもって従業員としての身分を失う。 ① 死亡したとき ② 行方不明になったとき ③ 2週間以上正当な事由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき
その他備考及び特記事項	① 乙は勤務開始日から15日以内に採用時、甲に求められた書類を提出するものとする。 ② 甲は、乙が故意または過失により、甲に損害を与えたときは、損害の程度及び事情によって、その一部または全部を賠償させる。但し、別途定める懲戒処分を免れるものではない。 ③ 乙は業務上知り得た秘密を在職中及び退職後も、他に漏らしてはならない。 ④ 上記以外の退職事由及び解雇事由、またはその手続き、その他の契約書に定める無条件については、別途話し合いにより定める。 ⑤ 退職を希望する場合は、1カ月以上前に申し出るものとする。 ⑥ 試用期間は14日間とし、勤務適正、健康状態、勤務成績、技能について不適当と判断した場合、雇用契約を解除する事がある。 ⑦ 甲乙いずれかに、本契約に違反する行為があった場合は、上記契約中であってもこの契約を解除することができる。

以上、雇用契約成立の証として本書二通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各一通を所持する。

令和4年3月31日

甲

平松大佑

乙

氏名

本契約内容を十分理解した上で異議なく同意致します。

整理番号	243
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	--

支出年月日	2023年 3月9日	支出額	75円
使 途	事務員駐輪料金 [100×75%=75] 戸田駅南自転車駐車場		

領収書等貼付欄

戸田駅南自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

令 頁 収 証

精算機 #03	A 精算No.001435
発券機 #01	発券No.057720
入庫時刻	2023年 3月 9日(木) 09:47
精算時刻	2023年 3月 9日(木) 16:01
駐車時間	6:14
駐車料金	A料金 100円
=====	
合 計	100円
現金領収額	100円
お預り	100円
お釣り	0円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2059

⑤ 金野桃子

整理番号	244
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2023年 3月10日	支出額	75円
使途	事務員駐輪料金 戸田駅南自転車駐車場		[100×75%=75]

領収書等貼付欄

戸田駅南自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

領収証

精算機 #03	A 精算No.001666
発券機 #01	発券No.057985
入庫時刻	2023年 3月10日(金) 13:35
精算時刻	2023年 3月10日(金) 16:47
駐車時間	3:12
駐車料金	A料金 100円
=====	
合計	100円
現金領収額	100円
お預り	500円
お釣り	400円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2059

⑤ 金野桃子

整理番号	295
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2023年 3月13日	支出額	75円
使 途	事務員駐輪料金 [100×75%=75] 戸田駅南自転車駐車場		

領収書等貼付欄

戸田駅南自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

領 収 証

精算機 #03	A 精算No.002231
発券機 #01	発券No.058575
入庫時刻	2023年 3月13日(月) 14:43
精算時刻	2023年 3月13日(月) 16:53
駐車時間	2:10
駐車料金	A料金 100円
=====	
合 計	100円
現金領収額	100円
お預り	100円
お釣り	0円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2059

⑤ 金野桃子

整理番号	246
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	--

支出年月日	2023年 3月14日	支出額	83 円
使 途	事務員駐輪料金 [110×75%=83] Parking in ビーンズ戸田南駐輪場		

領収書等貼付欄

領収書

-----車室 No.128-----

入庫時刻 03月14日 13時46分
 精算時刻 03月14日 16時37分

受領金額 110円
 2023年03月14日16時37分 発行

Parking in
 ビーンズ戸田南駐輪場


⑤ 金野桃子

整理番号

82

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1. 調査研究費 2. グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3. 広聴費 4. 要請・陳情等活動費 5. 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥ 人件費 7. 事務所費 8. 事務費</p> <p>9. 資料購入・作成費 10. 交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>R 5 年 3 月 15 日</p>
<p>支出額</p>	<p>77,544 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 政務活動費 9割負担)</p>
<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所 事務員 給与 2 月分</p>
<p>支出先</p>	

上記のとおり支出しました。

支出者名

岡村 ゆり子



勤務実績表

令和5年
2月分
被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX

曜日	勤務時間	業務内容
1 水	10:00 ~ 16:00	政務活動(広報紙編集等)の事務補助
2 木	~	
3 金	10:00 ~ 16:00	〃
4 土	~	
5 日	~	
6 月	10:00 ~ 16:00	〃
7 火	~	
8 水	10:00 ~ 16:00	〃
9 木	~	
10 金	10:00 ~ 16:00	〃
11 土	~	
12 日	~	
13 月	10:00 ~ 16:00	政務活動(資料収集等)の事務補助
14 火	~	
15 水	10:00 ~ 16:00	〃
16 木	~	
17 金	10:00 ~ 16:00	〃
18 土	~	
19 日	~	
20 月	10:00 ~ 16:00	〃
21 火	~	
22 水	10:00 ~ 16:00	〃
23 木	~	
24 金	10:00 ~ 16:00	〃
25 土	~	
26 日	~	
27 月	10:00 ~ 16:00	〃
28 火	~	
	~	
	~	
	~	

時給 1,300 円 × 60 時間 = 78,000 円

交通費 JR 320^円 × 12 = 3,840
 バス 913^円 × 12 = 4,320

合計 86,160 円

整理番号	247
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2023年 3月16日	支出額	75円
使途	事務員駐輪料金 [100×75%=75] 戸田駅南自転車駐車場		

領収書等貼付欄

戸田駅南自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

領収証

精算機 #03	A 精算No.000045
発券機 #01	発券No.059290
入庫時刻	2023年 3月16日(木) 13:15
精算時刻	2023年 3月16日(木) 15:47
駐車時間	2:32
駐車料金	A料金 100円
=====	
合計	100円
現金領収額	100円
お預り	100円
お釣り	0円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2059

⑤ 金野桃子

整理番号 **322**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	⑨:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年3月17日	支出額	624 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	ガソリン代(事務員利用)		
領収書等貼付欄			

領 収 書

金額 1,248 円

ただし、ガソリン代(2月分)

として

上記の金額を領収しました。

2023年 3月 17日

無所属県民会議
久喜支部 様

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX ●

1,248 × 0.5 = 624.
政務活動費に使用可能な限り合計 1/2 であるため

整理番号

22-2

別紙



納品書 (領収書)

コスモ石油販売(株) 西関東カンパニー
セルフ隣宮
埼玉県久喜市上内字間之道153-4
TEL:0480-48-5115 SS-118895

2023年03月14日 18:52 伝票No. 4549
通番2346

61-11889-000006-001 種 *
売上 現金フリー

11200
レギュラーガソリン P03 ¥1248
数量 8.00(L)
単価 @156

合計 ¥1,248
(内消費税 @53.8 ¥430)
(内消費税10%(対象 ¥1248) ¥113)
お預り ¥5,000
お釣り ¥3,752

1011-1011 01 2023/03/14
上記にて領収書に替えさせていただきます

◆◆◆ 釣 銭 ◆◆◆
2023年03月14日 18:52
3,752円



2078001023463
精算機に本レシートをかざして
お釣をお受け取り下さい。

整理番号	248
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2023年 3月17日	支出額	83 円
使 途	事務員駐輪料金 [110×75%=83] Parking in ビーンズ戸田南駐輪場		

領収書等貼付欄

領収書

-----車室 No.132-----

入庫時刻 03月17日 09時22分
 精算時刻 03月17日 11時23分

受領金額 110円
 2023年03月17日11時23分 発行

Parking in
 ビーンズ戸田南駐輪場

⑤ 金野桃子

整理番号	249
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2023年 3月17日	支出額	75円
使 途	事務員駐輪料金 戸田駅南自転車駐車場		[100×75%=75]

領収書等貼付欄

戸田駅南自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

領 収 証

精算機 #03	A 精算No.000280
発券機 #01	発券No.059498
入庫時刻	2023年 3月17日(金) 13:19
精算時刻	2023年 3月17日(金) 16:56
駐車時間	3:37
駐車料金	A料金 100円
=====	
合 計	100円
現金領収額	100円
お預り	100円
お釣り	0円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2059

⑤ 金野桃子

整理番号 **319**

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	5年8月20日	支出額	55,030. 54,931 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	経費(2月分)		

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
56105	05-03-20	10:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥61,035	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (認) 認証 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円 円		

③ 経費(2月分)

金は、別紙を使用すること。
 こと。

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0009

ムツヨソクケツミンカイキ クキツ 様

電話番号 0480-53-5107

取扱番号 200002

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

$(61,035 + 110) \times 0.9 = 55,030.$

政務活動費に使用可算割合 9/1024 ありぬ

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年11月1日 から 令和5年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所	
就業内容	政務活動補助用務	
就業時間	午前9時15分 から 午後1時15分まで	
休日	毎週木曜日、土曜日、日曜日及び祝日	
給与(賃金)等	時間給 990円 交通費 [自家用車の場合 … 一日あたり/42円 電車の場合 … 実費	
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い	
給与等振込先	[REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する <div style="text-align: right;">令和 4 / 年 / 月 / 日</div> (議員名) 雇用者 埼玉県久喜市久喜東1-A-33 無所属県民会議 久喜支部 石川 忠義 ●		
被雇用者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

整理番号 **320**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年3月20日	支出額	133,330 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	給与(2月分)		

領 収 書

金額 148,145 円

ただし、給与・交通費(2月分)

として

上記の金額を領収しました。

2023年3月20日

無所属県民会議
久喜支部 様

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

148,145 × 0.9 = 133,330
 政務活動に使用可能な割合が 9/10 であるから
 923

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■生
現住所	■■■■■■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所	
就業内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後4時00分まで (午後0時00分 から 午後1時00分 まで)	
休日	毎週木曜日、土曜日、日曜日及び祝日	
給与(賃金)等	時間給 1,220円 交通費 [自家用車の場合 ... 一日あたり 300円 電車の場合 ... 実費	
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い	
給与等振込先	■■■■■■■■■■	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
雇用者	令和 4 年 3 月 18 日 (議員名) 無所属県民会議 久喜支部	
被雇用者	〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-8-33 石川 忠義 ●	住所
	氏名	■■■■■■■■■■●

整理番号 321

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>20</u> 日	支出額	<u>48,883</u> 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	<u>給与(2月分)</u>		

領 収 書

金額 54,315 円

ただし、給与(2月分)

として

上記の金額を領収しました。

2023年3月20日

無所属県民会議
久喜支部 様

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

54,315 × 0.9 = 48,883
 政治活動に使用可能な割合 9/10 であり、
 926

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]生
現住所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
就業場所	埼玉県久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB201 無所属県民会議 久喜支部 石川ただよし事務所
就業内容	政務活動補助用務
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後1時00分まで (所定時間外労働の場合、午前11時00分 から 午後0時00分 まで)
勤務日	週1日(木曜日を基本とする) ただし、必要に応じて週2日・3日程度の勤務あり
給与(賃金)等	時間給 1,020円
給与等支払	賃金・手当 毎月末日締切り 20日支払い
給与等振込先	[REDACTED]

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 4 年 3 月 18 日

(議員名) 無所属県民会議 久喜支部

雇用者

〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-8-33

被雇用者

石川 忠義

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

整理番号	251
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2023年 3月20日	支出額	75円
使途	事務員駐輪料金 [100×75%=75] 北戸田駅北自転車駐車場		

領収書等貼付欄

北戸田駅北自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

領 収 証

精算機 #03	A 精算No.001689
発券機 #01	発券No.086468
入庫時刻	2023年 3月20日(月) 13:46
精算時刻	2023年 3月20日(月) 16:27
駐車時間	2:41
駐車料金	A料金 100円
=====	
合計	100円
現金領収額	100円
お預り	100円
お釣り	0円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2062

⑤ 金野桃子

整理番号	253
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2023年 3月22日	支出額	75円
使 途	事務員駐輪料金 [100×75%=75] 北戸田駅南自転車駐車場		

領収書等貼付欄

北戸田駅南自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

領 収 証

精算機 #03	A 精算No.000752
発券機 #01	発券No.085578
入庫時刻	2023年 3月22日(水) 09:54
精算時刻	2023年 3月22日(水) 11:33
駐車時間	1:39
駐車料金	A料金 100円
=====	
合 計	100円
現金領収額	100円
お預り	100円
お釣り	0円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2061

⑤ 金野桃子

整理番号	254
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 (6)人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2023年 3月22日	支出額	75円
使途	事務員駐輪料金 [100×75%=75] 北戸田駅北自転車駐車場		

領収書等貼付欄

北戸田駅北自転車駐車場

戸田市自転車駐車場指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)

領 収 証

精算機 #03	A 精算No.002606
発券機 #01	発券No.087419
入庫時刻	2023年 3月22日(水) 13:56
精算時刻	2023年 3月22日(水) 16:33
駐車時間	2:37
駐車料金	A料金 100円
=====	
合計	100円
現金領収額	100円
お預り	100円
お釣り	0円

お問合せ：0120-3566-21管理番号：2062

⑤ 金野桃子

整理番号 **327**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経営的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	5年3月4日	支出額	16,125 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社会保険料		
領収書等貼付欄			

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 **4** 年金特別会計 **0343** 内閣府及び厚生労働省 **6375** 取扱庁番号 **00063552** 厚生労働省年金局(春日部)



納付目的
令和 5年
2月分
納付期限
令和 5年
3月31日 右記のとおり納付してください。
令和 5年
3月20日

健康勘定 健康保険料 13393 円	厚生年金勘定 厚生年金保険料 21594 円	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金 424 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 4年度

事業所整理記号 **00500** 事業所番号 **00500** うち証券受領 **00500** 証券受領 全部 一部

合計額			
千	百	十	円
3	5	4	11

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
春日部 年金事務所
延滞金の計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

346-0003 久喜市 久喜中央 2-4-30
コバヤシビルB201
無所属県民会議久喜支部石川ただよし事務所 石川忠義
2643 **090502**

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
5. 3. 24
(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

$$\{ 35,411 - (6,697 + 10,797) \} \times 0.9 = 16,125$$

政務活動に使用する割合が9/10であるため

整理番号

327-2

別紙

給与明細書

(2月分給与)

氏名： XXXXXXXXXX 様

勤怠項目			
所定労働日数	16日	時給	1,220円
出勤日数	17日	残業単価	1,525円
実働時間	117.25時間	有給休暇	
法定時間外	時間	有給残日数	

支給項目	基本給	143,045円
	通勤手当(非課税分)	5,100円
	通勤手当(課税分)	
	支給合計	148,145円

控除項目	雇用保険料	741円
	所得税	2,050円
	住民税	
	健康保険	○ 6,697円
	厚生年金	○ 10,797円
	控除合計	20,285円


差引支給額	127,860円
振込支給額	127,860円

整理番号 559


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	5年 3月 30日
支出額	100,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 112,000 × 0.9)
使 途	政務活動補助員報酬
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 田 重 夫  印

令和5年3月分
(提出用)

氏名 [Redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	日						
27日	月	13:00	17:00	0:00	4:00	白	
28日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
1日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
2日	木	13:00	17:00	0:00	4:00	白	
3日	金						
4日	土						
5日	日	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
6日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
7日	火	13:00	17:00	0	4:00	白	
8日	水						
9日	木						
10日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
11日	土	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
12日	日						
13日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
14日	火						
15日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
16日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
17日	金						
18日	土	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
19日	日	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
20日	月	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
21日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
22日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
23日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
24日	金	13:00	17:00	0:00	4:00	白	
25日	土	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
合計					112		

給料支払明細書

(令和5年3月分)

[Redacted] 殿

勤務日数	自 2 月 26 日 20 日 至 3 月 25 日	
労働時間	112 時 0 分	
時間外労働	時 0 分	
総支給額	112000 円	
内訳	基本給	1000/1時間 112000円
	時間外賃金	/1時間 円
	通勤手当	支給無し
		112000 円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	領収印	係印

所定日数	出勤日数	欠勤日数
20	20	0
備考		

令和4年12月分
(事務所用)

氏名 [Redacted] 印

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）、 [REDACTED]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 岡重夫事務所
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤は乙とする。ただし、乙が平日休みの場合は丙が就業する。
また、甲が業務上丙の就業が必要な場合は、丙乙双方に就業を求めることができる。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲乙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることができる。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることができる。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。
3. 所得税は、賃金に含むものとする。
4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）現金支払いとする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日とする。
ただし、甲乙丙どちら一方から解約の申し出がない限り自動更新とする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和元年6月30日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重

乙

丙

整理番号 560

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広報・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ◎:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 30 日
支出額	41,400 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 46,000 × 0.9)
使 途	政務活動補助員報酬
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重 夫 岡 印

令和5年3月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	日	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
27日	月				0:00		
28日	火				0:00		
1日	水				0:00		
2日	木			0:00	0:00		
3日	金				0:00		
4日	土				0:00		
5日	日	13:00	16:00	0:00	3:00	宮	
6日	月				0:00		
7日	火				0:00		
8日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
9日	木	13:00	16:00	0:00	3:00	宮	
10日	金				0:00		
11日	土	13:00	17:00	0:00	4:00	宮	
12日	日	10:00	16:00	0:00	6:00	宮	
13日	月				0:00		
14日	火						
15日	水				0:00		
16日	木				0:00		
17日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
18日	土	10:00	16:00	0:00	6:00	宮	
19日	日	10:00	17:00	1:00	6:00	宮	
20日	月				0:00		
21日	火				0:00		
22日	水				0:00		
23日	木				0:00		
24日	金				0:00		
25日	土				0:00		
合計				4:00	46:00:00		

給料支払明細書

(令和5年3月分)

XXXXXXXXXX 殿

勤務日数	自 2月26日 9日 至 3月25日	
労働時間	46時 0分	
時間外労働	時 0分	
総支給額	46,000円	
内	基本給	1000円/1時間 46,000円
	時間外賃金	1000円/1時間 0円
	通勤手当	支給無し
訳		46,000円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	領収印	係印

所定日数	出勤日数
9	9

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）、 [REDACTED]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 岡重夫事務所
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤は乙とする。ただし、乙が平日休みの場合は丙が就業する。
また、甲が業務上丙の就業が必要な場合は、丙乙双方に就業を求めることができる。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲乙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることができる。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることができる。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。
3. 所得税は、賃金に含むものとする。
4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）現金支払いとする。

(契約期間)

第七条 契約期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日とする。
ただし、甲乙丙どちら一方から解約の申し出がない限り自動更新とする。

(退職)

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

(秘密保持の義務)

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(付則)

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和元年6月30日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

丙

整理番号 561


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	5 年 3 月 30 日
支 出 額	6 / 200 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	(按分した場合の積算方法 68000 × 0.9) 政務活動補助員報酬
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

令和5年3月分（提出用）

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務支部	備考
26日	日						
27日	月	13:00	17:00		4:00	宮代	
28日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白岡	
1日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
2日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
3日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
4日	土	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
5日	日				0:00		
6日	月	13:00	17:00		4:00	宮代	
7日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
8日	水				0:00		
9日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	白岡	
10日	金				0:00		
11日	土				0:00		
12日	日				0:00		
13日	月				0:00		
14日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
15日	水				0:00		
16日	木						
17日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
18日	土				0:00		
19日	日				0:00		
20日	月						
21日	火						
22日	水						
23日	木				0:00		
24日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	宮代	
25日	土				0:00		
合計					68:00:00		

給料支払明細書

(令和5年 3月分)

所定日数	出勤日数	欠勤日数
	12	
備		考

殿		
勤労日数	自 2月26日 12日 至 3月25日	
労働時間	68時00分	
時間外労働	時 分	
総支給額	68,000 円	
内	基本給	1000/1時間 68,000 円
	時間外賃金	/1時間 円
	通勤手当	支給無し
訳		
		68,000 円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	3/30	領収印 ● 係印 ●

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と []（以下乙という）、
[]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 無所属県民会議
白岡支部（原則 乙）
埼玉県宮代町宮代3-5-17 無所属県民会議
宮代支部（原則 丙）
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤の [] 氏、 [] 氏が議会などで事務所勤務が出来ない場合に勤務する非常勤とする。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲と乙丙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることが出来る。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることが出来る。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。

3. 所得税は、賃金に含むものとする。

4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）までに現金支払いをする。

（契約期間）

第七条 契約期間は、令和4年3月22日から令和5年3月31日までとする。

ただし、その後業務内容などの見直しが必要な場合新たに契約をする。

（退職）

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

（秘密保持の義務）

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

（付則）

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和4年3月20日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙


丙

整理番号 562

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	5年 3月 30日
支出額	32,400 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 26,000 × 0.9)
使途	政務活動補助員報酬
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 田 重夫 (印) 印

令和5年 3月分 (提出用)

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	勤務 支部	説 明
					所定内		
26日	日						
27日	月						
28日	火						
1日	水						
2日	木						
3日	金	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
4日	土	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
5日	日						
6日	月						
7日	火						
8日	水						
9日	木						
10日	金						
11日	土						
12日	日						
13日	月						
14日	火	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
15日	水						
16日	木						
17日	金						
18日	土						
19日	日						
20日	月						
21日	火						
22日	水	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
23日	木	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
24日	金						
25日	土	10:00	17:00	1:00	6:00	白	
合計							

給料支払明細書

(令和5年3月分)

XXXXXXXXXX 殿

勤労日数	自 2月26日 日 至 3月25日	
労働時間	36 時 00 分	
時間外労働	時 00 分	
総支給額	36,000 円	
内 訳	基本給	1000/1時間 36,000 円
	時間外賃金	/1時間 円
	通勤手当	支給無し
		36,000円
(事業所名) 無所属県民会議 白岡支部		
	3/30 領収印 XXXXXXXXXX	係印 XXXXXXXXXX

所定日数	出勤日数
XXXX	XXXX

雇用契約書

埼玉県議会議員岡重夫（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）、
[REDACTED]（以下丙という）とは、以下の労働条件により雇用契約を締結する。

（就業場所及び労務内容）

- 第一条 1. 就業場所 埼玉県白岡市小久喜1, 203-1 無所属県民会議
白岡支部（原則 乙）
埼玉県宮代町宮代3-5-17 無所属県民会議
宮代支部（原則 丙）
2. 労務内容 政務活動補助業務（主に県政・市政調査）及び事務業務

（就業体制・時間）

- 第二条 1. 常勤の [REDACTED] 氏、 [REDACTED] 氏が議会などで事務所勤務が出来ない場合に勤務する非常勤とする。
2. 原則 午前10時から午後5時までとする。（休憩時間60分）
ただし、就業時間延長の場合、甲と乙丙で事前に調整するものとする。

（休日）

- 第三条 土曜日、日曜日、国民休日、年末年始
ただし、業務上就業の必要がある場合は、甲は乙・丙に対し休日に就業させることが出来る。

（休暇）

- 第四条 甲は乙・丙から休暇取得の要望が在り、甲が必要と認めた場合乙・丙は休暇を取ることが出来る。

（時間外労働）

- 第五条 業務上やむをえない場合、甲は乙・丙に対し時間外、休日に勤務させることが出来る。

（賃金など）

- 第六条 1. 1時間 1,000円
2. 通勤手当は、上記金額に含むものとする。

3. 所得税は、賃金に含むものとする。

4. 毎月25日締め切り、毎月末日（平日）までに現金支払いをする。

（契約期間）

第七条 契約期間は、令和4年3月22日から令和5年3月31日までとする。

ただし、その後業務内容などの見直しが必要な場合新たに契約をする。

（退職）

第八条 乙・丙が退職を申し出をして、甲がこれを承認した時、またはやむを得ない理由により甲が業務を継続できないときは、乙・丙は退職できるものとする。

（秘密保持の義務）

第九条 乙・丙は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

（付則）

第十条 本契約に定め無き事項、もしくは本契約の解釈上の疑義が生じた場合には、甲乙丙双方が信義に基づき協議解決するものとする。

令和4年3月20日

甲 白岡市小久喜1, 203-1

埼玉県議会議員 岡 重夫

乙

丙

整理番号	170
------	-----


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年 3月 31日
支 出 額	80,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 ¥100,000×0.8で按分)
使 途	3月分 人件費として
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 齋 卯 清  印

無所属県民会議 及び会派支部の被雇用者

業務報告書

朝霞支部 被雇用者氏名

下記の通り、無所属県民会議・朝霞事務所 醍醐清の下、県政の調査・研究に係る業務を行いました。

期間	令和5年3月1日 ～ 令和5年3月31日 (常時雇用の場合は毎月提出)
調査・研究項目	事務所管理全般
業務内容	来客者対応・電話受付 情報収集・整理 政務調査費出納・管理

朝霞支部長

醍醐清 印

雇 用 契 約 書

補助職員	ふりがな		生年月日	[redacted] 生
	氏名			
	現住所		〒 [redacted] TEL [redacted]	

次の労働条件で契約します。

雇 用 期 間	2022年 4月1日から 2023年 3月31日まで
就 業 の 場 所	朝霞市本町2-1-1 無所属県民会議 醍醐清事務所
仕 事 の 内 容	政務活動補助（受付・接遇業務・資料整理等）
賃 金	時 給 円
賃 金	日 給 円
給 料	月末払い 月額 100,000 円
そ の 他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について、政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う、政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

令和4年 4月 1日

(雇用者) 職名 埼玉県議会議員 ●^印
 氏名 醍醐 清

補助職員 氏名 [redacted] ●^印

(会使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める。

令和4年 4月 1日

無所属県民会議
朝霞支部長 醍醐清 ●^印